

事業計画書

令和 2 年 4 月 1 3 日

横 浜 市 長

所在地 横浜市神奈川区西神奈川一丁目 9 番地の 1

申請者 団体名 社会福祉法人青い鳥

代表者職・氏名 理事長 飯田 美紀

1 団体状況

- (1) 団体の理念・基本方針
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由
- (4) 社会福祉活動等の実績

2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

3 収支計画

- (1) 収支計画の適正性

4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置
- (2) 職員の育成

5 施設の管理運営

- (1) 事故防止への取組
- (2) 緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組
- (5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組
- (6) 指定管理料の効率性

6 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援（居場所の提供、各種有料サービスの提供）
- (2) 相談支援
- (3) アウトリーチ（訪問・同行支援）
- (4) 嘱託医相談
- (5) 地域連携
- (6) 自主事業
- (7) 家族支援
- (8) 普及啓発活動
- (9) 精神障害者退院サポート事業
- (10) 障害者自立生活アシスタント事業

1 団体状況

(1) 団体の理念・基本方針

団体の理念や基本方針について、記載してください。

【法人の理念】

「道なきところに道を」

社会福祉法人青い鳥は、障害児の親の会から出発した団体です。障害のある子どもとそのご家族が地域で暮らし続けることを支援するため、国による法整備に先駆けて医療と福祉が一体となった様々な支援を展開してまいりました。

平成 28 年に設立 50 周年を迎え、法人がこれまで歩んできた原点に戻るため「道なきところに道を」という理念を制定しました。これからも法人設立の原点を忘れず、利用者の皆様の視点に立ち、既存の枠にとらわれない様々な支援を行ってまいります。

【基本方針】

理念を具現化していくための組織の方向性を示す 4 つのビジョンもあわせて決めました。

1. 障害児・者が地域で育ち、地域で暮らすことを支援します。
2. 障害児・者のライフステージに沿った伴走性を重視します。
3. 質の高い専門的なサービスを提供できる人材を育成します。
4. 医療と福祉が一体となった卓越した経営を目指します。

(2) 財務状況

予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財務状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

横浜、川崎、横須賀の療育センターを中心に、法人全体で神奈川県内 14 拠点を運営しており、事業収入規模も 40 億円程と社会福祉法人としては大規模法人に位置しています。現預金残高も安定的に推移しており、流動資産率も 200%（平成 31 年度）を超えており、資金繰りは安定しております。

財務管理については法人本部で統括しており、各拠点の状況を把握した法人全体での財務状況の安定化を図っております。更には法定監査対象法人の為、外部監査人による会計監査を実施しており、適正な財務処理を担保しております。

約 800 名（常勤 400 名、非常勤 400 名）の職員を有しており、定期的な人材採用、人事異動によって人材の確保・育成を図っており、安定した事業運営の基盤となっております。

(3) 応募理由

精神障害者生活支援センターの設置目的や設置区の状況等を踏まえ、応募した理由を記載してください。

当法人は、平成14年のセンター開所以来、港南区生活支援センターの運営を横浜市より委託され実施してまいりました。

今回3期目の指定管理者として応募するにあたり、以下の項目についてまとめ、応募理由を挙げさせていただきます。

1. 法人として障害児・者支援への取り組み
2. 港南区生活支援センターを運営してきた経緯
3. 港南区生活支援センターの実績
4. 港南区の地域特性
5. 見えてきた課題と応募理由

1. 法人として障害児・者支援への取り組み

「社会福祉法人 青い鳥」の前身である「財団法人神奈川県児童医療福祉財団」は、昭和41年に設立され、昭和43年に全国初の在宅障害児療育相談専門機関「小児療育相談センター」を開所しました。その中で特に発達障害、精神発達遅滞児など、児童やその家族を相談支援の中心にすえ、児童精神科、神経小児科等の医師による医学的診断並びに心理士等の検査・治療・発達評価・診断を行うとともに、福祉相談室において相談支援を行うなど、医療と福祉の総合的観点からの診療相談活動を行って現在に至ります。

現在においては、横浜市内3か所・川崎市内1か所・横須賀市内1か所の療育センターを運営し、障害児支援の軸を担っています。

これらの活動はその後児童のみならず、成人期の支援にもつながり、身体・知的及び精神の3障害を対象にした就労支援の取り組みが、平成3年度より地域就労援助センター事業に発展し、横浜市から「横浜東部就労支援センター」を、川崎市から「川崎南部就労援助センター」を運営受託しています。また、専門性を活かし発達障害児・者の支援を総合的に行う「川崎市発達相談支援センター」（H20開設）や「川崎市発達障害者地域活動支援センター」（H25開設）の運営も委託されています。

法人は、4つのビジョンのもと発達障害児・者を含む医療・相談を中心とした児童から学齢期、成人期におけるそれぞれのライフステージに応じた専門支援機関として、各施設の役割機能の充実と連携を図りながら包括的運営を進めています。

2. 港南区生活支援センターを運営してきた経緯

児童精神医学の領域においての発達や知的の障害は精神障害との重複ケースも多くみられます。小児療育相談センターで実践されてきた取り組みと実績が、その延長線上にある精神障害等の成人支援に期待され、その後、平成14年4月より横浜市衛生局（当時）より市内第3館目である横浜市港南区精神障害者生活支援センターの運営受託を任されてきました。平成18年4月から市の指定管理者制度導入に伴い選定され、以後2期にわたり運営を任されています。

開所以来、当センターは指定管理者制度の目的である「民間の能力を活用した住民福祉サービスの向上と経費の効率的執行」を念頭におき、地域の精神保健福祉の向上を目指して事業に取り組んできました。精神障害者は社会から隔離され、長期入院を余儀なくされてきた長い歴史がありますが、近年になり、「医療中心から地域生活へ」「地域移行・地域定着」という

精神保健医療福祉施策が進められるようになりました。この数年でも、法律の施行・改正、それによる社会資源の増加等、精神障害者を取り巻く環境は大きく変化し、地域で生活する障害を持つ方が利用可能なサービスや支援も多様になってきました。そして、生活支援センターに求められる主たるニーズも、開所当時の居場所やサービスの提供などから、より多様化・複雑化し、担う事業も次々に増えています。

港南区生活支援センターはこうした変遷に寄り添いながら、地域の役割を果たすべくこれまでも様々な取り組みを行ってきました。

3. 港南区生活支援センターの実績

◆利用状況

平成 29 年度より利用登録を 3 年毎の更新制としたことで、一度利用者数は減少したもののその後増加し 513 名となっています。＜令和 2 年 2 月末＞

在住区は港南区がほぼ半数を占めており、港南区を中心とした近隣区（南・戸塚・泉・磯子）、横浜市営地下鉄沿線の地域からの利用登録者が多くなります。センターの設置場所は港南中央駅から徒歩 5 分というアクセスの良さがあり、日中の来館利用者や、日常サービス利用者が多いのが特徴です。

利用者がフリースペースとして安心して過ごすことができるよう、職員による定期的な見回りや点検を行うほか、積極的な声掛けを心掛けています。また、一人で静かに過ごしたい方のために「休憩スペース」を設置するなどの工夫もしています。

◆日常生活支援

面接や電話などの日常生活支援は、障害特性から生じる不安や悩みの解消、生活や経済面など多様で、幅広い相談に応じています。当事者のみでなく、家族からの相談も増えており、課題の多い困難事例については、地域関係機関と連携し支援にあたっています。

個別支援計画に基づく定期面談や、訪問・同行支援などの件数が増加しています。

◆イベント・プログラム

利用者のニーズや希望を取り入れながら、障害特性や社会参加を意識したプログラムを適宜実施しております。これまでスポーツやお菓子づくりなどレクリエーションプログラムのほか、就労や健康に関する各種プログラム、季節のイベントを開催してきました。外部講師を招いて SST やうつなどの当事者向けなどの専門性の高い講座にも取り組みました。地域ボランティアの協力を得て、パソコン教室や看護学生によるハンドマッサージなどのプログラムも実施してまいりました。

◆当事者支援

平成 27 年に発足した「ピア活動・当事者活動を考える会」は、同じ障害を持つ仲間同士の交流や支えあいを目的として、毎月開催しています。メンバー主体で納涼会やクリスマス会などのイベントも実施しています。

フリースペースでは、スポーツや英会話などのサークル活動を利用者主体で開催されています。また近年では「ピアサポーター養成講座」に協力し、障害当事者の実習受入れを行うなど、ピア育成に向けた取り組みも行っています。

◆普及啓発活動

平成 22 年度より港南区の委託を受け、区内ケアプラザにおいて「精神保健福祉に関する知識の普及及び啓発のための講座」を実施しています。主に地域で活動している支援者を始めとし、家族や地域住民など幅広い方を対象として、普及啓発に取り組んでいます。

◆地域交流

平成 15 年に立ち上げた「港南区精神保健福祉ネットワーク」の事務局を担い、地域関係機関や家族会、ボランティアグループなどのネットワークを築いてまいりました。

定例会議や勉強会、年に 1 回の「港南ネットまつり」開催などを通じて顔の見える関係性が形成されています。精神保健ボランティアグループによるカレーランチ会はセンターにて毎月開催され、利用者や家族のほか地域の方々の交流の場となっています。

4. 港南区の地域特性

区の概要・特性

- ・区域面積のわりに町の数も多く、人口密度は 10000 人/km²を超えており、18 区中 4 位。
- ・野庭団地や港南台団地地区などの大規模団地を多く抱えています。
- ・人口は増加し続け、1991 年にはピークを迎えたものの以降はゆるやかに減少し、高齢化が進行しています。
- ・区内には大規模団地や高級住宅地があり、幅広い所得層の方が在住しています。
- ・利便性の良い場所（港南中央駅）に、区役所や基幹相談支援センター、生活支援センターが揃って設置されています。

港南区の取り組み

スローガン 「愛あふれる ふるさと港南」

港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）

○基本理念 ふだんのくらしをしあわせに

○目標 一人ひとりがつながり、お互いに支えあえるまちをみんなで育てる

○取組内容

- ① 障害のある方も地域で安心して過ごせる場、地域の一員として参加できる場を地域の皆さんと共に作ります。
- ② 障害のある方の社会的自立を支えるため、様々な障害の理解啓発活動を行います。
- ③ 障害のある方が地域で安心して生活できるよう、協力して相談支援の充実を図ります。

区内 15 の連合町内会、地区社会福祉協議会のエリアで地区別計画を作成し具体的な取組を行っています。（区内ケアプラザ…9 か所）

◆港南区の精神保健福祉

・区内には精神科病院が 2 か所あります。古くから県立精神医療センターを擁していることもあり、他区と比べても精神保健福祉手帳を取得している人数は多く、市内でも上位となっています。

・上大岡駅周辺ほか精神科系クリニックも 18 か所と多くあるほか、地域療育センターや学齢後期発達支援事業所、就労支援センターなどの相談支援機関もあります。

・就労支援や就労移行支援事業所などの社会資源も増えています。

・平成 22 年と比較すると、港南区の精神障害者数基礎把握数は 1.3 倍、精神保健福祉手帳取得者は 1.7 倍と大幅に増加しています。疾患名は統合失調症圏が減少していますが、気分障害や神経症性障害の増加が目立ちます。

港南区の社会資源

- 港南福祉保健センター・基幹相談支援センター・生活支援センター
- 県立精神医療センター
- 日野病院
- 就労継続 A 型事業所…4 か所 就労継続 B 型事業所…2 か所
- 就労移行支援事業所…3 か所 地域活動支援センター…4 か所
- グループホーム … 3 ヶ所
- 精神科デイケア … 5 ヶ所
- 精神科クリニック … 18 ヶ所
- 上大岡就労支援センター ●学齢後期発達相談室くらす

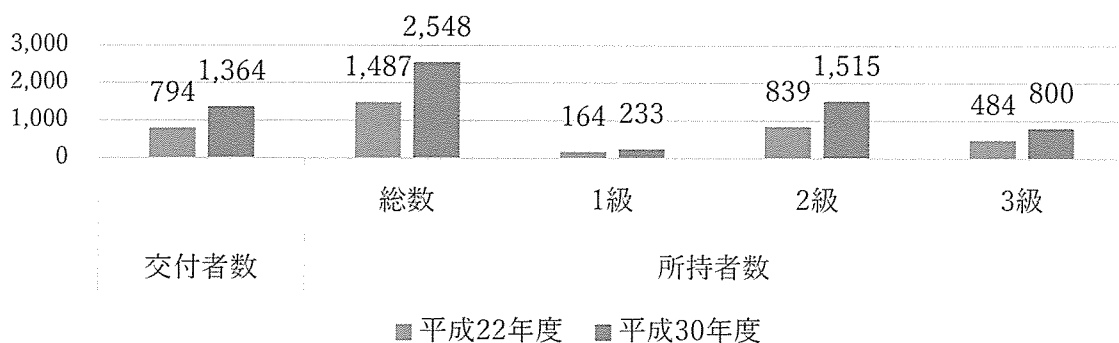
港南区： 精神保健福祉手帳の交付状況は市内 5 位（平成 30 年度）

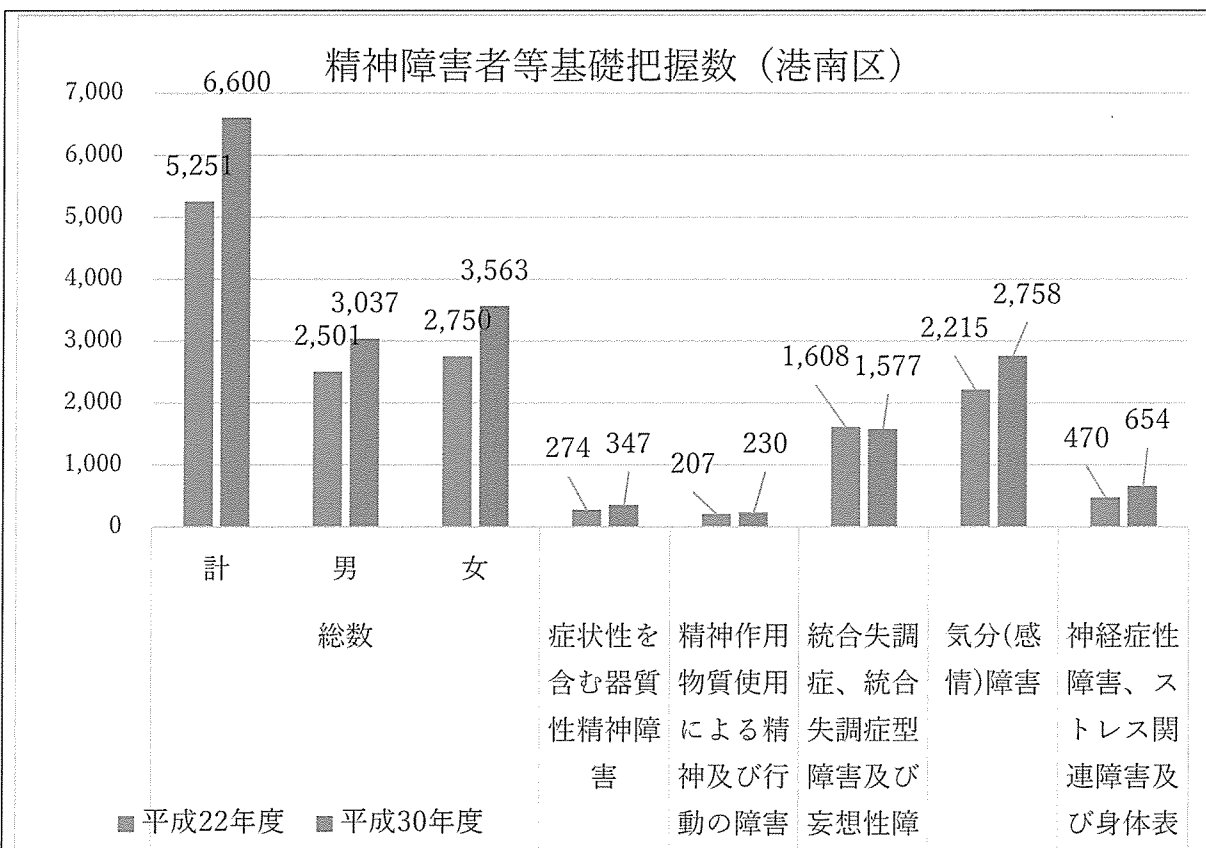
港南区： 精神障害者等基礎把握数は市内 3 位（平成 30 年度）

港南区概要（平成 30 年度）

総人口	213,891 人						
年齢別人口	15 歳未満	人数	24,213 人	全体に占める割合	11.4%		
	15～64 歳		128,469 人		60.2%		
	65 歳以上		60,584 人		28.4%		
障害者数	身体障害	総人数	6,115 人	うち、18 歳以上	5,968 人	うち、18 歳未満	147 人
	知的障害		1,952 人		1,269 人		683 人
	精神障害		2,548 人		2,484 人		64 人

精神保健福祉手帳交付状況（港南区）





5. 見えてきた課題と応募理由

- ◆ 精神障害を抱える方の疾患はこれまで支援対象の中心であった「統合失調症」のほか、「気分障害」「発達障害」「人格障害」「依存症」などますます多様化し、若年層の精神疾患や自殺予防への取り組みなど様々な問題が潜在化しています。
また、障害児、3 障害対象と支援機関は多く点在するものの、障害種別を超えた横のつながりやライフステージ別支援のつながりや連携はより必要になっています。
- ◆ 高齢化社会が進むなか、精神障害を持つ方の高齢化も目立つようになっていきます。高齢となったセンター利用者を支えるネットワーク作りや、地域における高齢者の精神疾患などの課題に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 主たる支援者である親の高齢化にともない、障害者もしくは障害が疑われる方の家族全体を支える仕組みが大切になっています。社会問題でもある中高年のひきこもりなど地域で孤立している方を必要な支援につなげる役割があります（8050 問題）。
- ◆ 障害福祉サービスが充実してきたことにより、就労支援事業所等は増加しているものの、精神障害の方がゆっくり気軽に過ごせる居場所や、退院に向けた訓練が可能な社会資源などは乏しいのが現状です。「地域移行・地域定着」推進のため、再発予防に向けた支援や新たな取り組みについて地域と連携していく役割があります。
- ◆ これまでセンターは精神障害の理解に向け、普及啓発活動に取り組んできました。それでもまだ地域の人々のなかには、精神障害者への偏見や間違った認識があり、地域の様々な機関と連携し、継続していく必要があります。

こうした課題に向けて 《応募理由》

◆センターは、今後も地域の一次相談支援機関として精神保健福祉全般の支援に取り組んでまいります。「社会福祉法人 青い鳥」としてのこれまでの障害児・者への支援実績を活かし、「発達障害者支援」や「ライフステージに合わせた支援」に重点をおきながら、多様な相談支援に応じていきたいと考えます。

◆これまで港南区で培ってきた精神保健福祉ネットワークや地域のつながりを活かし今後も精神障害者支援の専門機関として役割を担っていききたいと考えます。地域包括支援センターなど高齢者支援機関などと連携を強化し、地域全体で見守りや再発予防の支援ネットワークを構築していきます。

◆横浜市生活支援センターの「機能標準化」により、日中の職員シフトが厚くなるなどアウトリーチがしやすい環境整備が進められてきました。今後はこれまで以上に地域のニーズを抽出し、ひきこもりケースなど家族全体の支援を含め、区内在住の方々への丁寧な個別支援に取り組んでいきたいと考えます。

◆自立支援協議会や区役所・基幹相談支援センターとの連携を強化し、精神障害者の地域移行に向けて、必要となる新たな支援サービスの創出や、インフォーマル資源の利用などに柔軟に取り組んでいきたいと考えます。

◆障害を持つ方が安心して生活できるように、地域におけるサポーターを増やしていくための取り組みを進めていきたいと考えます。これまでも精神障害の普及啓発活動に取り組んでまいりましたが、今後も地域関係機関と連携し、法人の強みである「発達障害」の理解に重点をおきながら、幅広い層への働きかけを実践していきたいと考えます。

(4) 社会福祉活動等の実績

これまで団体として取り組んできた精神保健福祉活動の実績について具体的に記入してください。

また、精神保健福祉以外の社会福祉活動（知的障害者・身体障害者・発達障害者・高齢者・児童・生活保護受給者・ひとり親世帯等が対象の事業や活動）の実績や、その他の社会貢献の実績があれば、具体的に記入してください。

精神保健福祉活動の実績

港南区生活支援センター

平成14年4月1日、精神障害者の社会復帰施設として開所して以来、障害者総合支援法のもと「地域活動支援センター」と「相談支援事業」を担い運営をしてまいりました。また、指定相談支援事業所として計画相談を行うなど、国事業のサービスや横浜市の各種事業など生活支援を中心とした様々な取り組みを行っております。

そのほか当センターとしては、区内ネットワーク構築や障害の普及啓発活動に力を入れ事業を展開してまいりました。

<平成 30 年度利用者及び支援サービス実績（人数は延べ人数）>

項 目	30年度	(前年度)	前年度比
利用人数	18,350 人	(15,950 人)	115.0%
1 日平均利用者数	52.0	45.2	115.0%
1 日平均当事者来館数	31.8	32.0	99.3%
日常生活支援	7,887 人	(5,875 人)	134.2%
食事サービス	4,845 人	(5,215 人)	92.9%
入浴サービス	1,370 人	(1,577 人)	86.9%
洗濯サービス	246 人	(152 人)	161.8%
インターネットサービス	99 人	(46 人)	215.2%

港南区生活支援センターの利用状況

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30
利用登録者数	1,607	1,639	1,709	※ 294	413
	18,467	14,697	16,829	15,950	18,350

※利用登録が更新制となり、新たに集計を開始

◆指定特定相談支援事業

平成 25 年度より「指定特定相談支援事業所」の指定を受け事業を実施しています。現在（令和 2 年度 2 月末）は、34 名の方と契約を結び支援を行っています。

港南区高齢障害担当や地域関係機関からの紹介のほか、センターでつながり支援を必要とする方に対して丁寧な取り組みを行っており、毎年登録者は 10 名程度ずつ増加しています。

◆障害者自立生活アシスタント事業（自立生活援助事業）

地域で単身生活等する精神障害者に対し、地域生活が継続できるように訪問を中心とした計画的な個別支援を実施しています。（令和 2 年 2 月末現在 契約人数 12 名）

令和元年より新たに開始した自立生活援助事業については、5 名と契約を結び支援を行っています。平成 29、30 年度は 15 名の契約数でしたが、法定事業と合わせ、利用人数は増加しています。

◆精神障害者退院サポート事業（指定一般相談支援事業）

精神科に概ね 1 年以上入院している精神障害者に対して、地域移行に向けて現在は 10 名の個別支援を実施しています。各ケースを担当する相談員が病院を訪問、面接や外出同行などを行い、病院や関係機関と連携しながら退院に向けての支援を進め、その後のフォローも丁寧に行っています。平成 27 年は 4 名、30 年度は 6 名の利用で、登録者は毎年増加しております。

退院支援の普及啓発活動としては、神奈川県立精神医療センターにおいて他生活支援センターと連携して病院職員に向けた協働活動を行うなど取り組みを実施しています。

◆港南区委託事業・普及啓発講座

平成 22 年度より港南区からの委託を受け「精神保健福祉・出前講座」を区内地域ケアプラザ等において開催してきました。事業開始し 9 年が経過し、これまで区内 9 か所の地域ケアプラザにおいて、「精神障害の基礎理解」や「発達障害」「精神の疾患について」等を学ぶ講座を実施しています。地域の支援者や精神保健に関心のある市民など、多くの方が参加されてきました。講座参加を機に、センターの相談支援につながる当事者や家族もあり、生活支援センターを地域の方々に知ってもらおうきっかけ作りにもなっています。

<精神保健福祉出前講座 開催実績>

期 間	回 数	延べ参加人数
平成 22 年度 ～ 令和元年度	58 回	2046 人

<その他 実施した普及啓発講座>

- ・「うつ」の連続講座
- ・家族のための SST 講座
- ・再発予防講座
- ・学校で役立つ福祉講座
- ・民生委員との意見交換会
- ・「若者のメンタルヘルス」講座
- ・「思春期・青春期のメンタルヘルス」講座

平成 30 年度 主な自主事業・地域交流の実績（参加人数は延べ人数）

事業名	回数	参加人数	事業名	回数	参加人数
うたサークル	10 回	138 人	合同バスハイク	1 回	13 人
ピア活動を考える会	13 回	179 人	スポーツプログラム	9 回	76 人
ハンドマッサージ	11 回	90 人			

◆運営連絡会の開催

生活支援センター開所当時より、年に 1 回以上「港南区生活支援センター運営連絡会」を開催しております。自治会の町内会長を連絡会会長とするほか、区民生委員・児童委員、家族会、ボランティア団体、地域精神保健福祉の支援機関、医療機関、行政の方々との情報共有やセンターの運営状況報告を行っています。センターを利用している当事者から発表する機会も積極的に作り、意見交換などを行う貴重な機会となっております。

◆社会に向けた取組 <平成 30 年度>

(1) 福祉・医療分野の人材育成

- ・実習生の受入 28 人
看護学生
精神保健福祉援助実習学生

(2) 地域貢献活動

- ・ボランティアの受入（延べ）：58 件、365 人
- ・施設見学：197 件、237 人
- ・市民後見人養成講座の実習受け入れ：3 人

◆地域における公益的な取組

- ・横浜ピアスタッフ協会ピアマスター実習生の受入
- ・障害者就労体験実習生の受入
- ・神奈川県精神保健福祉士協会における活動
(研修委員・実習ネットワーク委員・横浜第 2 支部長)
- ・障害支援区分認定審査会における活動
- ・横浜市相談支援事業従事者初任者研修演習インストラクター

- ・ NPO 法人「こころの健康を考える かるがも会」第三者委員
- ・ 地域活動支援センターパステル 運営委員
- ・ 横浜市生活支援センター連絡会における活動
- ・ よこはまシニアボランティアポイント事業（よこはま健康スタイル推進事業）協力

横浜東部就労支援センター

川崎南部就労援助センター

当法人では、昭和 48 年から小児療育相談センターの地域対策室（現相談支援室）を中心に障害者の地域生活支援活動として、当時、職業安定所での対応が困難な中・重度の知的障害者約 300 名を対象に就労援助活動を開始しました。

昭和 57 年度からは、川崎市内の県労働教育福祉センター内に拠点施設として「障害者生活援助センター（地域作業所）」を開設し、身体、知的及び精神の 3 障害を対象に就労支援、家族支援などの取組みを展開してきました。

こうした独自の取組みが平成 3 年度より神奈川県・横浜市・川崎市の協調事業として「地域就労援助センター事業」に発展。当法人では、横浜市から「横浜東部就労支援センター」を、川崎市から「川崎南部就労援助センター」の 2 か所の地域就労支援センターを運営受託しています。

精神障害（統合失調症、うつ病、双極性障害、てんかん）といった症状に波がある病気をお持ちの方はその状態によって、仕事の内容、勤務時間等を調整する必要があります。就労先の紹介や、就労継続支援にあたってはそういった事情について企業側との調整を行うなどの支援を通じて精神保健福祉活動に携わっています。

精神保健福祉活動以外の実績

小児療育相談センター

昭和 43 年に全国初の障害児の療育相談機関として開設された「小児療育相談センター」は、神奈川県内の子どもから青年期までの発達に関する診療相談と、家族関係・学校生活・仕事・地域での暮らしなどに視点をあてた支援を行ってきました。

近年、発達障害は一般的なものになりましたが、発達障害児に対する周囲の誤った対応や思春期特有の問題性を起因とした人間関係の困難さにより、不登校や自傷行為といった二次障害を併発するケースは少なくありません。

そうした状況に予防的な支援を行う事業として小児療育相談センターは平成 13 年度から横浜市の医療型学齢後期障害児支援事業に取り組んでまいりました。児童自身の発達特性や知的レベルといった客観的な状態像を明確にし、取り巻く環境へのアセスメントを行うとともに、地域の相談資源を活用しながら学校生活や地域生活を適応的に過ごすことができるよう支援を行っています。すでに二次障害を引き起こしているケースや緊急度の高い事案に関しては早急に対応できる医療相談体制を整え、薬物療法等を行っています。

地域療育センターの運営

地域療育センターは障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見と早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行って子どもとその家族を支援するための専門機関です。医療機関や関係機関とも連携し、地域療育拠点としての機能を果たしています。

主に下記の 3 つの部門による支援を行い、障害を持つお子さんが地域で育ち、地域で暮らすための支援を行っています。

○地域支援部門

相談窓口として様々な相談に応じ、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく相談支援事業の計画作成やモニタリングを行います。また、福祉保健センターや児童相談所と連携するとともに、保育所・幼稚園や学校、訓練会などを巡回訪問し、地域支援を推進しています。

○診療部門

子どもの発達に関する相談・検査・診療と専門職による支援を行います。

○通園部門

障害に配慮しながら、健康な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係育成のために、個別療育計画を作成し、一人ひとりの子どもに応じた療育支援を行います。

当法人では、以下の横浜市内 3 箇所と川崎市と横須賀市で各 1 箇所の地域療育センターの受託等運営を行っています。

- ・横浜市東部地域療育センター
- ・横浜市中部地域療育センター
- ・横浜市南部地域療育センター
- ・川崎西部地域療育センター
- ・横須賀市療育相談センター

川崎市発達相談支援センター

「発達障害者支援法」「障害者総合支援法」に基づく川崎市の相談機関です。平成 20 年 1 月に開設し運営しています。

川崎市在住の発達障害やその疑いのある方の心身の健康に関する心配や、家庭生活や社会生活での困りごと、就労などについて、専門スタッフ（ケースワーカー、臨床心理士、医師）が相談を受け、解決に向けて支援を行っています。家族、学校など、関係者からの相談にも応じます。

川崎市発達障害地域活動支援センター「ゆりの木」

川崎市在住の発達障害者やその疑いのある方への相談支援、日中活動支援を行っています。川崎市発達相談支援センターと連携して運営しています。

小児眼科診療事業

視覚検診事業とともに、小児療育相談センター内で幼児の視覚障害の早期発見、早期治療をめざし、小児眼科専門の診療を行っています。

視聴覚検診事業

母子保健法にもとづく就学前の幼児の視覚・聴覚疾患の早期発見・早期治療のため、神奈川県内各地に赴き、幼児の視聴覚検診を行っています。

- ・県域 3 歳児視聴覚検診事業（横浜市をはじめ県域 24 市町から受託）

子育て支援事業

子育て支援拠点等を運営し、“親への支援”を優先的課題とした幅広い事業を行っています。

- ・ 県域市町・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業・つどいのひろば事業）

拠点各所に子育てアドバイザーを配置し、乳幼児をもつ親が気軽に立ち寄れるフリースペース（子育てひろば）を運営しています。孤立感や不安・苛立ちといった保護者が抱える育児上の悩みの解消を図り、個別の相談に応じます。

- ・ ファミリー・サポート・センター事業

子どもを預かってほしい人と預かりたい人で会員組織を構成し、互助活動（有料）を行うものです。専任アドバイザーが会員の募集・登録や依頼の取次ぎ等により、活動がスムーズに行われるよう調整を行っています。

- ・ 横浜市地域子育て支援拠点事業（鶴見区「わっくんひろば」、磯子区「いそピヨ」）

県域市町の事業内容に加え、地域の子育て支援の担い手の育成・支援も行っています。

社会貢献の実績（H30 年度）

- ・ ボランティア（通園児兄弟保育・教材作成・保育補助等）の受け入れ・・・6 施設 延べ 2,578 人
- ・ 中学・高校・短大・大学生や教員、関係機関の施設見学受け入れ・・・11 施設 延べ 760 人
- ・ 専門学校生・大学生・社会福祉士・保育士・作業療法士・理学療法士・医師・看護師・言語聴覚士・ソーシャルワーカー・教員等の実習生や研修生の受け入れ・・・10 施設 延べ 315 人
- ・ 訓練科医、卒園児の会、理学療法士会・通園保護者の会、利用児・卒園児等家族、その他団体への施設開放、駐車場の貸し出し・・・4 施設 延べ 137 回
- ・ 就労援助センター利用者のための就労体験実習受け入れ
- ・ 子育て支援関連自主刊行物、子育てブックレットの頒布

公益的な取組の実績（H30 年度）

- ・ 発達障害についての社会の理解や啓発を広げることを目的に発達障害者支援フォーラムの開催
- ・ 家族が利用児に必要なコミュニケーション・スキルを家庭で教えられるよう「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム」事業の実施
- ・ 新規利用児の不安軽減のための「親子フリースペース『ぷらっと』」事業の実施
- ・ 生保家庭の受理面接料金（自費）免除や診断書料金・文書料金等の定額設定。地域ケアプラザ・民生委員・UR 賃貸住宅の管理者と单身生活の知的障害者のネットワーク見守り。（小児療育相談センター診療相談部）
- ・ 川崎の療育センター通園利用者の眼科検診、視力検査（小児療育相談センター小児眼科部）
- ・ 鶴見区住民に対する発達障害への理解のための講座開催。（子育て事業部）
- ・ 療育・教育・医療・福祉関係者及び保護者や一般市民へ向け障害理解啓発講座の開催。
- ・ 所長による「特別支援教育コーディネーター研修」「特別支援学級の教員向けの研修」「保護者向けの研修」の実施、発達障害検討委員会の委員として横浜市の発達障害支援体制の再構築に向けた意見交換の実施。
- ・ 地域施設の活性化を図ることと、地域住民がより楽しめるような場をつくることを目的としたイベント「すぎたからつな5」を開催。
- ・ 地域療育講座・地域療育講演会の開催

- ・発達支援コーディネーター研修において発達障害の理解等に講師を派遣
- ・児童の障害福祉サービス提供事業者及び行政間での情報交換や意見交換
- ・公立保育園児と通園児童と一緒に過ごす経験を通じ、障害児への理解を促進。
- ・通園児保護者会主催イベントへの協力
- ・「ペアレントメンター養成研修」への講師派遣とメンター養成後の実践実習の場の提供
- ・「川崎市の児童精神医療・保健福祉・教育の連携の会」事務局担当、年2回の勉強会開催
- ・発達障害児者に対する支援ツールの勉強会ソーシャルストーリーズ™メトロポリタン事務局を担当、隔月の勉強会開催
- ・「かかりつけ医等対応力向上研修」の企画・開催に参画
- ・発達障害関連図書や映像図書を必要に応じ、地域の関係機関等に貸し出しを実施
- ・北部リハビリテーションセンターにて開催される福祉祭りへ模擬店出展による、発達障害普及啓発と地域の関係者とのネットワーク形成
- ・地域の関係機関に広報紙を通じて就労関連・地域社会資源等について発信、ネットワークづくり
- ・「川崎市の障害者就労支援の取り組み」についての講義

団体名	社会福祉法人青い鳥
-----	-----------

2 事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターが地域で果たす役割と機能について、記載してください。

生活支援センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に規定する「社会復帰施設」に端を発し、その後、障害者自立支援法・障害者総合福祉法と制度の変遷のなか、求められる役割、個人・地域ニーズは広がってきています。当初は、居場所機能として、後に地域移行・地域定着（横浜市退院サポート事業）・自立生活援助（自立生活アシスタント）・計画相談と機能の増加とともに職員も増員しながら、多岐にわたるニーズに応えてまいりました。平成28年度より、各区に基幹相談支援センターの整備がなされたことから、区福祉保健センター、基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が区域の障害児者相談支援の中核的位置づけとされ、あらためて生活支援センターは精神障害に特化した相談支援・地域づくりを担う役割であることが明確化されました。そういった動きのなか、私たちは、生活支援センターの役割と機能を5つ考えています。

1. 地域の身近な窓口（一次相談支援機関）として、様々な相談に取り組みます
2. 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向け、
医療や行政と連携し地域福祉として取り組みます
3. 「地域生活支援拠点機能」の整備に向け、具体的に地域の体制作りに取り組みます
4. 地域における障害者理解に向けて、普及啓発活動や地域人材の育成に取り組みます
5. 地域で暮らす障害者の社会参加支援に取り組みます

1. 地域の身近な窓口（一次相談支援機関）として、様々な相談に取り組みます

横浜市においては、相談支援を身近な相談者・指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関・二次相談支援機関と階層別の相談体制を組んでおり、生活支援センターは、地域の相談支援専門機関としてどのような相談でも受け止める一次相談支援機関の役割を担っています。精神障害に特化した相談の中で、私たちは、「ライフステージに合わせた支援」、「ひきこもり支援」、「発達障害者支援」の3点に重点をおいて取り組みたいと考えております。

<ライフステージに合わせた支援>

港南区在住登録利用者の平均年齢は47歳（3月末時点の247名）となっており、55歳以上が68名（27%）、うち60歳以上は39名（15%）となっています。介護サービスへの移行を見据えて、利用者が安心して次のステージを迎えられるように地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携を取りながら支援を展開していきます。

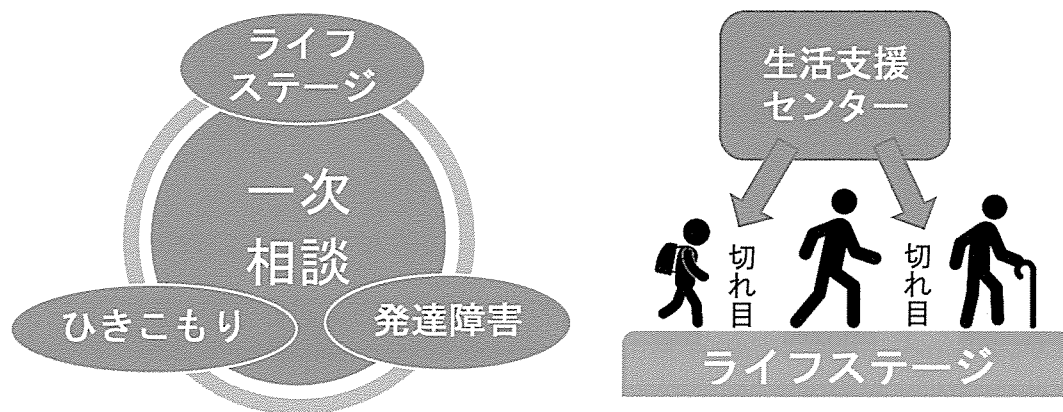
また、児から者へのつなぎとして、若年層のニーズにも応えられるように、区内の神奈川県立精神医療センターや隣区にある神奈川県立こども医療センターの相談室とも情報交換を図り、相談の必要性がある児童期の対象者は18歳を待たずに早い段階から関係性を作れるような連携体制を構築していきます。法人内の小児療育相談センター、地域療育センターなどとも連携をして、支援体制を強化していきたいと考えます。

＜ひきこもり支援＞

私たちがお受けする相談の中でいわゆる「８０５０問題」が増えてきています。現状は、精神障害に関連しての相談が中心となっていますが、この経験を活かし区内のひきこもり全般の初動相談を実施していきたいと考えています。具体的な展開としては、相談を受け止めて初期アセスメントを適切に実施します。その上で、家族と少し先の見通しを共有しつつ相談が途切れない関係性を作っていくながら、精神疾患や発達障害の疑いがある場合は専門性を発揮して受療支援も含めた支援を展開していき、精神障害とは別の問題であるならば適切な機関へと支援が継続していくように橋渡しをしていきます。

＜発達障害者支援＞

私たちの法人は、療育センターを中心に事業を展開しており、発達障害におけるエキスパート人材を有しています。その強みを生かして、地域ケアプラザなどに出張の形で発達障害相談を実施していきます。その相談の中から必要に応じて家族グループや当事者グループを企画運営し、区内の社会資源の充実も意図していきます。また、相談内容によっては、二次相談機関である発達障害者支援センターのサポートを仰ぎながら幅広く相談が受けられる体制をつくっていきます。なお、港南区には「学齢後期発達相談室くらす」もあることから、先述のライフステージを踏まえ、児から者への相談の切れ目を補えるような連携についても意図していきます。



2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向け、 医療や行政と連携し地域福祉として取り組みます

平成１６年度に国の施策として精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策が示されて以来、生活支援センターでは平成１９年度に「横浜市退院促進支援事業」を実施しています。平成２９年度の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書で、「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが示されました。私たちは区内の関係機関と構築したソーシャル・サポート・ネットワークを活かした取り組みを行ってまいります。

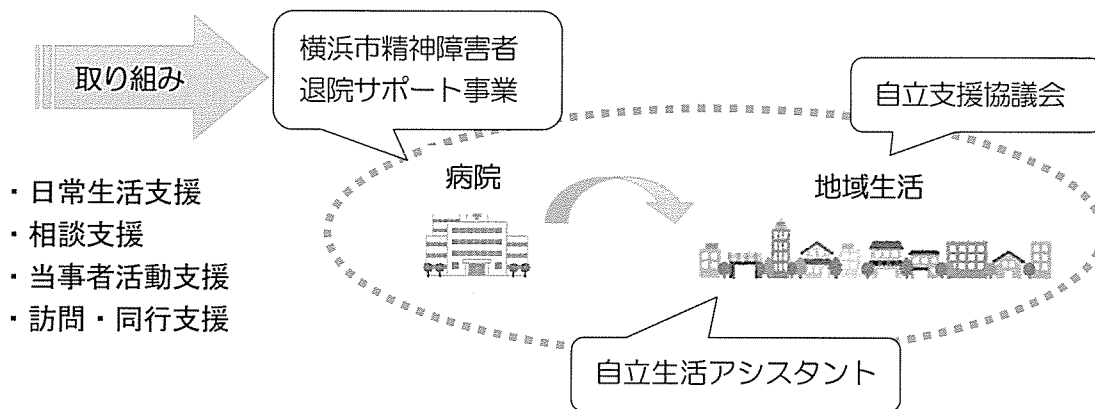
<地域移行・地域定着支援>

●精神障害者退院サポート事業

平成23年度から、長期に渡って入院されている方や長期入院が見込まれる方に対して、港南区近郊の病院、関係機関と協力して事業を実施しています。

●障害者自立生活アシスタント事業

平成22年度から、単身生活されている方、これから退院生活をされる方、同居のご家族の方が高齢、障害、病気などを理由に支援が受けられない方に事業を実施しています。



●「地域包括ケアシステム」の構築に向けた、自立支援協議会での取り組み

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、自立支援協議会の精神部会、地域移行・地域定着部会で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けています。

取り組み内容

・関係機関との連携、支援体制の強化

精神部会と地域移行・地域定着部会が連携して活動を行い、幅広く関係機関や当事者、家族、ボランティア団体に参加を促し、課題の共有や共通認識を高め、取り組みを行っています。

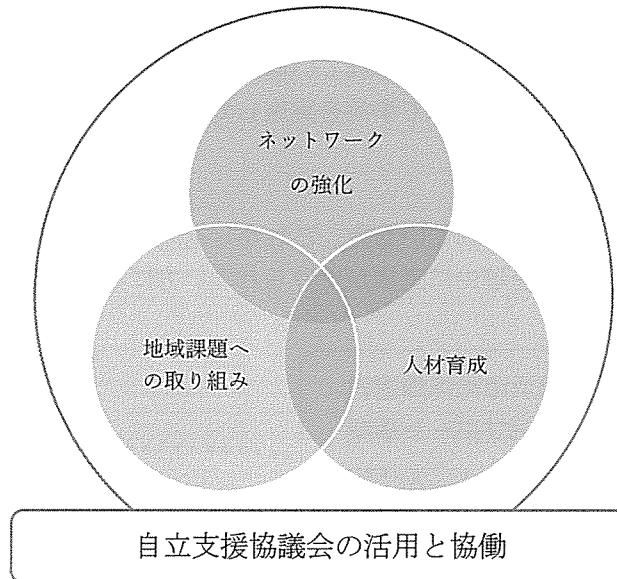
・ピアサポーターの育成

地域移行・地域定着部会で協議の結果、具体的な取り組みとして、ピアサポーターの精神科病院への派遣などを検討しております。入院患者の退院への動機づけや退院後の支援について、地域で協働し支援体制の強化を目指していきたくと考えます。

3. 「地域生活支援拠点機能」の整備に向けた、 具体的な地域の体制作りに取り組みます

私たちはこれまで、本人を中心とした家族や関係機関で構成するネットワークから、事業所や機関などの地域情報や課題を共有するネットワークなどを構築し、精神保健福祉の関連の人や団体と有機的で柔軟な日常的に意見交換のできる「顔の見える関係性」を培ってきました。このつながりを最大限に活かし、障害者や家族の高齢化を踏まえた「親なき後」に備えるとともに、入所施設や精神科病院からの地域移行を推進し、障害のある方の暮らしを現在や将来に向けて地域全体で支えるため、ネットワークの強化を目指していきます。また、地域生活を支える人材のスキルアップや育成、地域特性に応じた社会資源を柔軟に作り出していきます。精神保健福祉の中核を担う拠点として、本人や地域の社会資源の力を活用した地域の体制づくりの取り組みを果たしてまいります。

◇地域の体制づくりのイメージ図



<区自立支援協議会の活用と協働>

●ネットワーク強化

ネットワークの中核を担うことも生活センターの機能であり役割だと考えます。センターは、平成15年度から「港南区精神保健福祉ネットワーク」を構築し、「顔の見える関係づくり」に取り組んでまいりました。現在は自立支援協議会の精神部会の活動において、既存の様々な社会資源をつなぎ、地域ケアプラザなど障害福祉分野を超えたネットワークの構築という発展的な取り組みを行っています。今後も自立支援協議会の事務局を共に務める区役所と基幹相談支援センターとの3機関の連携を強化しつつ、区内の福祉・医療機関に拠点機能の構築の必要性をお伝えし、参画していただけるように取り組んで参ります。

●地域課題への取り組み（新たな社会資源の開発）

個別支援では解決できない課題を集約し、課題の気づきを自立支援協議会などで共有し、個別の課題から地域づくりや社会資源の開発につながっていることを意識し取り組みます。これまで「精神科や心療内科に通院している方で市内在住の方」を中心に、病名や世代に問わず支援してきました。これまでの実績を活かしこれからも個別の課題から地域課題、時に必要に応じて社会資源を開発していく役割を果たしていきます。

●人材育成

日々のあらゆる場面において、相談支援の基盤となる「価値・倫理」「知識」「技術」の獲得やスキルアップには、理論（研修などの学習）、ケアマネジメントの展開やネットワークの構築（実践）区自立支援協議会の活用や事例検討会など（実証）の機会を学習の場として意識し、活用していきます。地域特性に応じた専門的な対応ができる人材育成に取り組めます。

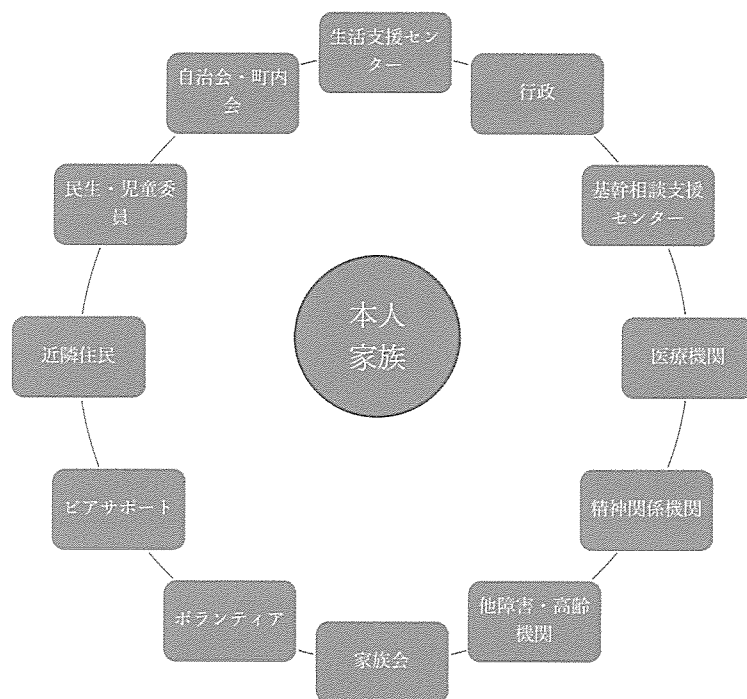
<地域での見守り体制>

地域生活の継続に向けて、将来を見据えた予防的取り組みとして、将来緊急時の支援が見込めない世帯を把握し、緊急の事案が発生した際の調整役や暮らしの場の選択肢の広がりに向けた体験の場の拡充への取り組み、入所施設や精神科病院からの地域移行（精神障害にも対応した地域包括システムの構築）を推進する取り組みを区福祉保健センターや基幹相談支援センターと連携し精神保健福祉における見守り体制づくりを実施していきます。

生活支援センターが、地域コミュニティの一員として行政や関係機関と連携して担うことができる役割を増やしていきたいと考えます。取り組みの中で、障害を持つ方が安心して暮らせるように地域の皆さんと共に考え、地域とのつながりを作る一助となるよう、ネットワークを構築していきます。

●障害者や高齢者の見守りネットワークへの取り組み

- ・港南区「見守り・支えあい」プロジェクトに参加
障害版見守りツール「ひまわりホルダー」の運用
- ・「まちの給水所」プロジェクトへの協力
～熱中症対策として夏季期間に外出時の一時休息所の設置や飲料水等の提供に協力



4. 地域における障害者理解に向け、普及啓発活動や地域人材の育成に取り組みます

<精神障害に関する普及啓発>

地域では、精神保健福祉手帳を取得し精神科通院される方も年々増加しています。「メンタルヘルス」「うつ」という言葉もかなり浸透するようになり、こころの病気は誰でもかかりうる病気であるという認識は世間一般にも広まってきました。

ただ一方で「統合失調症」などの病気や「精神障害者」に対しては、未だに根強い偏見や誤解があるのも事実です。生活支援センターは障害のある方の社会的自立を支えるため、各種講座の開催やイベントなどの実施を通じ、地域の方々とつながる機会を作りたいと考えます。また自身や家族など身近な人が辛い時に、孤立して問題を抱えることなく相談できる場があることを知って頂くきっかけ作りを大切にしたいと考えます。

また障害の理解啓発については、学齢期からの働きかけも重要ととらえ、これまでも地域の小学校に向けた取り組みを区内で行ってきました。今後もセンターが地域で実施してきた活動（精神保健福祉出前講座など）を継続すると共に、自立支援協議会において他機関との連携を強化し、新たな取り組みを実践していきます。

＜地域人材の育成＞

障害を持つ人々が地域で暮らしていくためには、専門職としての支援者以外にも理解のある身近なサポーターが重要になります。生活支援センターは、精神保健福祉に興味関心を持ち、サポーターとなって頂ける地域人材を増やしていく役割を担っていきます。

センター内でボランティア規程を作成し、安心してボランティアに取り組める体制や環境を整備すると共に、信頼できるボランティアの育成に取り組んでいきたいと考えます。

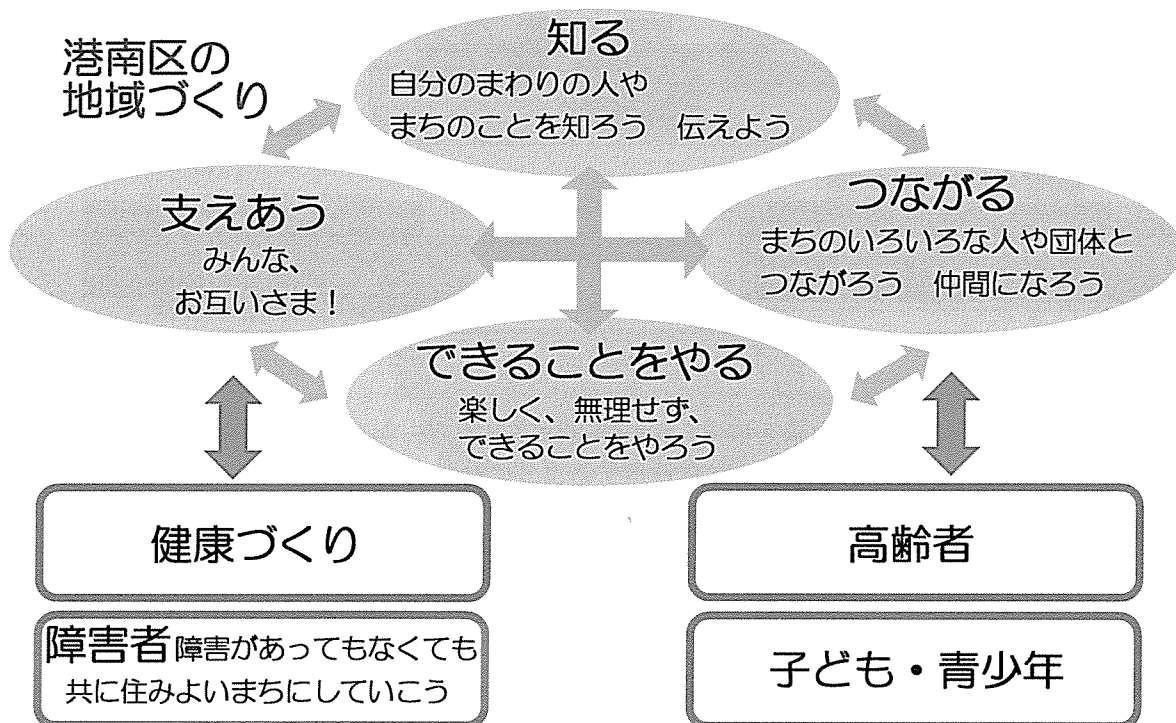
また福祉や医療などを学ぶ実習生を積極的に受け入れ、指導を行うことにより、幅広く理解を広める機会を作ります。

○ボランティアの育成と協力

- ・精神保健福祉ボランティアグループ「ういず」に協力
毎月センターで実施する「カレーランチ会」の場所提供
定例会への職員参加・意見交換、勉強会への協力など
- ・その他 ボランティア受け入れ
プログラムの講師（うたサークル、おやつ作り等）
傾聴ボランティア
学生ボランティア（看護学生によるハンドマッサージ）
社会福祉協議会と連携し、ボランティア講座に協力

○実習生の受け入れ

- ・福祉職、看護職の実習受け入れ
- ・市民後見人育成講座の実習受け入れ
- ・横浜市新人職員の実習受け入れ



5. 地域で暮らす障害者の社会参加支援に取り組みます

<社会参加>

生活支援センターの設置目的として「精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る」ということが掲げられているように、障害を持つ方が地域でいきがいや楽しみを持ちながら生活していけるよう様々な取り組みを行っていききたいと考えます。利用者アンケートの結果でも、センターのプログラムを楽しみにしている方も多く、季節イベントやレクリエーションをきっかけにセンター利用につながる方も多くみられます。今後も、利用者ニーズを取り入れながら他者との交流や、運動する機会を提供し、社会とつながる第一歩となるような企画を立て実践していくと共に、病気の再発防止や生活していくうえで必要となる情報を得られるような講座や勉強会の開催も行っていきます。

ボランティアの協力を得て、職員以外の地域の方々と会話や交流を楽しむことができるような事業企画も行っていきたいと考えます。

<当事者活動と就労>

「エンパワメント」の視点に基づき、障害を持つ方が自分らしく社会で生きられるような当事者活動の支援を行うと共に、センターとして当事者が活動できる場を提供していきます。主体となって活動してもらえ人材育成に向けて、区内関係機関と連携して具体的な取組を行っていきます。

また地域には、就労支援事業所が急増しており、福祉就労から一般就労へと移行する人も増えております。障害者が安心して働き続けていけるよう、就労支援機関と役割を分担し、生活支援センターとしてできる取り組みを考え、実践していきたいと考えます。

○ピア活動の推進

- ・「ピアを考える会」の開催
- ・地域のピア活動に参加
- ・自立支援協議会や運営連絡会等への当事者参画
- ・センターでのサークル活動を支援
- ・ピアサポーターの育成協力
- ・ピアサポーターと連携し、地域移行支援への取り組み

○障害を持つ方の就労に向けた取組

- ・法人事業所（就労支援センター）と連携し、職場体験実習の受入
- ・事業所における当事者の雇用
- ・センター内業務を地域機関に委託し、就労の機会を提供（清掃業務等）

○就労定着に関わる支援

- ・就労者が交流できる場を提供（就労者ミーティングなど）
- ・就労移行支援、就労定着支援事業所と連携し、個別支援への取り組み

(2) 指定期間中の事業展開方針

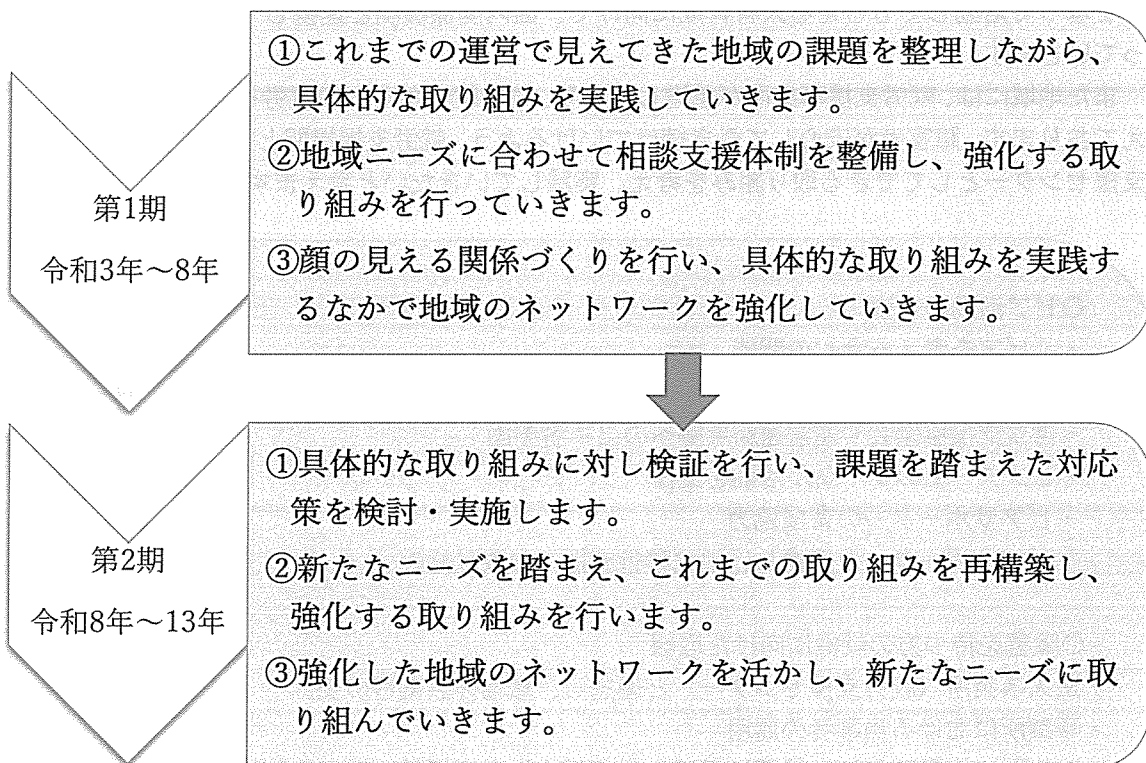
指定管理期間 10 年間にわたる長期的視野に立った事業展開方針を記載してください。

法改正により障害福祉の制度や施策が充実し、平成 24 年度からは計画相談支援が導入されるなど、この 10 年間でも精神保健福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。多様なサービスの導入により利用者が選択できる幅が広がった反面、相談支援が障害福祉サービスを当てはめるためだけの支援になっていく危険性も出てきています。生活支援センターは、既存のサービスや法定事業などを継続して行っていくとともに、地域ニーズに一層寄り添いながら、柔軟な姿勢を大切に「相談支援」に力をいれていきたいと考えます。

これまでのセンター運営において見えてきた地域課題について取り組むとともに、この先ますます顕在化してくるであろう問題に 대응べく、指定管理期間 10 年間について、2 期に分け事業展開方針を掲げます。

1 期で取り組んだ実績や課題を整理して振り返りを行い、次期に発展的につなげていきます。その間、法人全体で策定している中期経営計画（令和元年～5 年度）の更新時期においても、生活支援センター事業の振り返りや検証を行っていきます。

目 標



この目標をもとに、今後 10 年の精神保健福祉の動向や地域ニーズの変化などを見極めながら、具体的な事業に取り組んでいきたいと考えます。

「生活支援センターが地域で果たす役割と機能」において記述している取り組みについて、以下のように今後の具体的な事業展開を考えております。

具体的な事業展開

◆ 第 1 期 令和 3 年 ～ 令和 8 年

地域の
身近な窓口

- 高齢のセンター利用者について支援状況の確認を行い、必要な取り組みを行う。地域包括支援センターと連携を強化し、障害と高齢の切れ目のない支援体制を整備する。
- 若年層の精神保健福祉に取り組み、区内神奈川県立精神医療センターや学齢後期発達相談室「くらす」、県立こども医療センター等の支援機関と連携を強化する。
- ひきこもり支援に取り組むなかで、地域の関係機関と連携するほか、「不登校・ひきこもり連絡会」へ精神保健福祉の専門機関として参加するなど、情報共有や体制整備を進める。
- 地域ケアプラザなどにおいて出張相談を実施し、家族や身近な方々からの精神保健福祉に関する幅広い相談を受け止める。
- 出前講座を地域で実施するなかで、発達障害者支援など様々な視点で課題を把握し、必要な取り組みを行う。

地域包括ケ
アシステム
の構築

- センター利用者の中から予防的取り組みが必要な世帯を抽出し、状況やニーズ把握を行い、緊急時予防・対応プランの作成を進めていく。
- 3機関と地域課題の共有と個別ケースに関する連携を行い、精神障害者の当事者や家族に対し支援を進める。
- 各事業所の役割や機能などを共有するなかで地域課題を随時検証し、具体的な取り組みに着手する。
- 自立支援協議会の「精神部会」「地域移行・地域定着部会」「相談部会」等を活用し、地域ネットワークを拡大・強化をし、地域課題への取組を進める。
- 地域移行に向けた体験の機会や場の提供について、関係機関と連携し、具体的な取り組みを行う。

地域生活支
援拠点機能
の整備

障害理解に
向けた普及
啓発

- 区内で精神保健福祉出前講座のキャラバン活動を実施し、小中学校での普及啓発講座を行っていく。
- 利用者ニーズをもとにプログラムを継続し、専門的講座やプログラムに取り組んでいく。
- 「ピア活動」の発展に向け、当事者が主体的に参加するプログラムを増やすなどの取り組みを行う。

社会参加
支援

- 学生ボランティアの体験受け入れなどを行っていく。
- 法人内就労支援センターと連携し、障害者雇用の取り組みを推進し、職場定着を図る。
- 地域の防災訓練やイベントなどへの参加や、個別課題での連携を行い、地域住民とのつながりやネットワークを強化する。

◆ 第 2 期 令和 8 年 ～ 令和 13 年

地域の
身近な窓口

- 高齢者支援として、地域で見えた課題を検証するなかで地域包括支援センターや居宅介護事業所などと連携し、新たな取り組みを行う。
- 若年層の精神保健福祉に、教育機関の支援者などネットワークを拡充して、必要な取り組みを行う。
- 地域での出張相談を行う場や機会を増やし、ひきこもりなどアウトリーチ支援が必要な取り組みを展開していく。
- 発達障害者支援として、個別支援を進めるなかで、ニーズを見極め、グループ活動などの取り組みに発展させる。

地域包括
ケアシス
テムの構築

- 緊急時予防・対応プランの作成と予防的取り組みの実践を行うなかで、検証を重ねていく。
- 自立支援協議会において各部会との連携により強化した地域ネットワークで取り組んできた、当事者・家族支援や地域課題への取組についての検証や評価を行い、新たな活動につなげていく。
- 地域移行に向けた取り組みのなかで、不足している社会資源や支援などの課題を整理しながら、新たな取り組みを行っていく。

地域生活
支援拠点機
能の整備障害理解に
向けた普及
啓発

- 様々な地区エリアで地域ニーズに合わせた普及啓発講座を開催し、当事者の参画を定着させる。
- 小中学校生など様々な形での地域ボランティアをセンター内で受け入れ、活動の幅を広げていく。
- ピアサポートを促進するなど「ピア活動」の一層の活性化を行う。

社会参加
支援

- 障害者の雇用を継続し、センター業務を担う人材を増やすなど、当事者の活動を支援する取り組みを進めていく。
- 地域の見守りネットワークを活かし、課題を検証しながら必要となる新たな取り組みを展開する。

団体名

社会福祉法人 青い鳥

3 収支計画

(1) 収支計画の適正性

指定管理料における収支計画の適正性について記載してください。

- ・法人経営計画を5箇年ごとに作成しており、計画に基づいた各施設の予算構成としております。
- ・職員賃金については法人の人事給与制度を基に支給を行います。
常勤職員は人事評価制度を導入しており職員の実績と能力に応じた支給とすることでサービスの質・量に見合った水準としております。
また、年齢や経験年数のバランスを考えた計画的な人事異動を行うことにより、施設における人件費が経年的に上昇していくことを緩和し、安定した運営を行います。
- ・運営費については経年増加とならないよう、初年度積算を基準として指定管理期間内の増加は削減努力で対応する事を前提としております。
- ・支出計画については見積書等根拠に基づいた積算を行い、毎年法人本部による精査の上で予算化します。

団体名

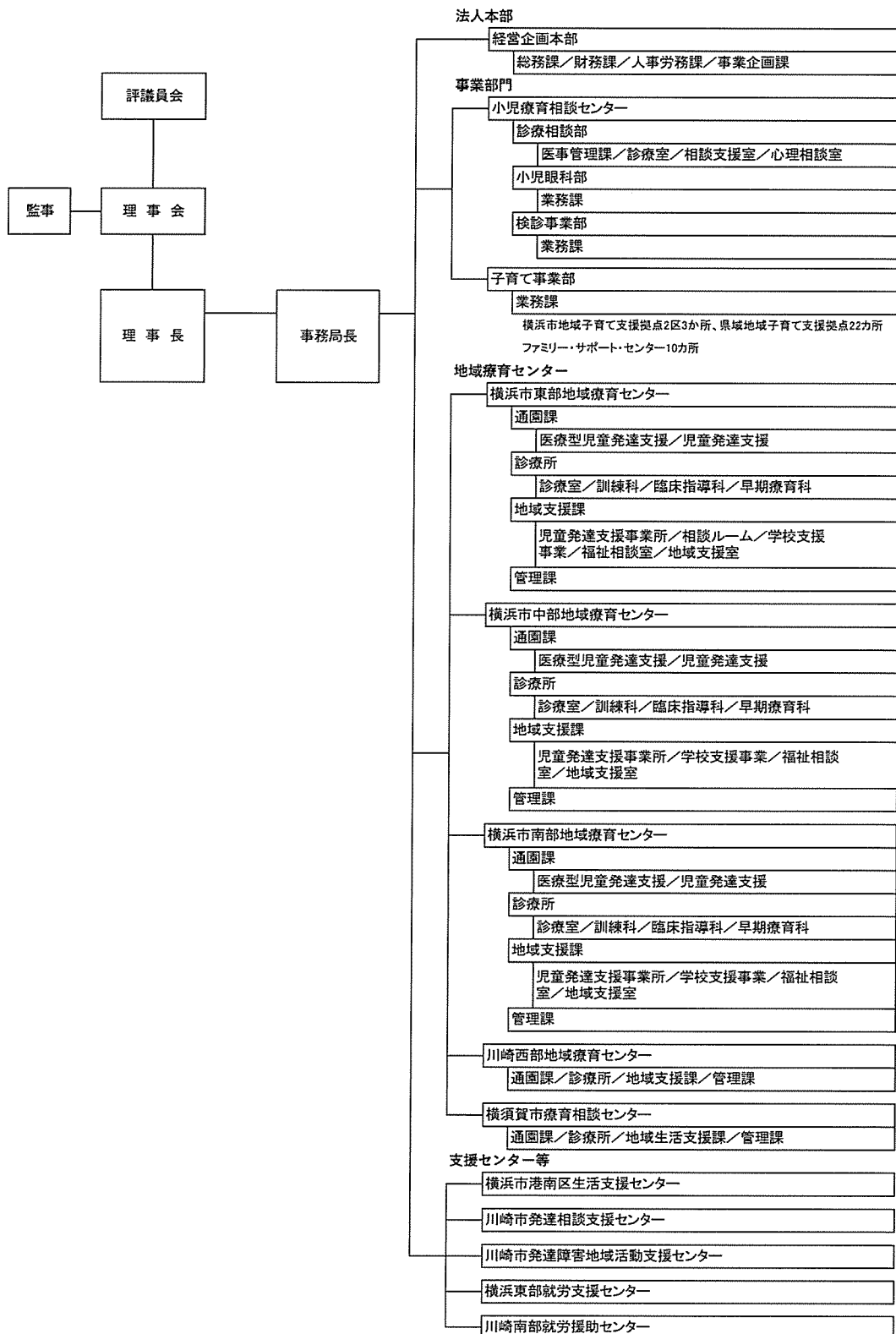
社会福祉法人 青い鳥

4 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置及び育成

必要な職員の確保と適正な配置について、勤務体制や業務分担等について記載してください。また、「団体全体」及び「生活支援センター内」の組織図を掲載してください。

【団体全体】



【港南区生活支援センター】

◆職員の勤務体制

- ・ 勤務は2交代制とします。（早番8：45～17：15、遅番12：00～20：30）
- ・ 早番として3名以上、遅番で3名以上の職員を配置致します。
- ・ 常勤職員は週休2日、非常勤職員は週休3日制とします。
- ・ 障害者の雇用（週20時間以上）を実施致します。
- ・ 相談員のほか、調理や事務業務を担うアルバイト職員を複数配置します。

◆職員配置と資格等

港南区生活支援センターの指定管理を受けるために以下10名の職員を配置します。施設長以下、常勤職員はセンターでの勤務経験が長く利用者の信頼と安心につながっています。また全職員が精神保健福祉士や社会福祉士の資格を持ち、支援者としての高い専門性を有している他、相談支援専門員として計画相談支援を担える人材が揃っております。

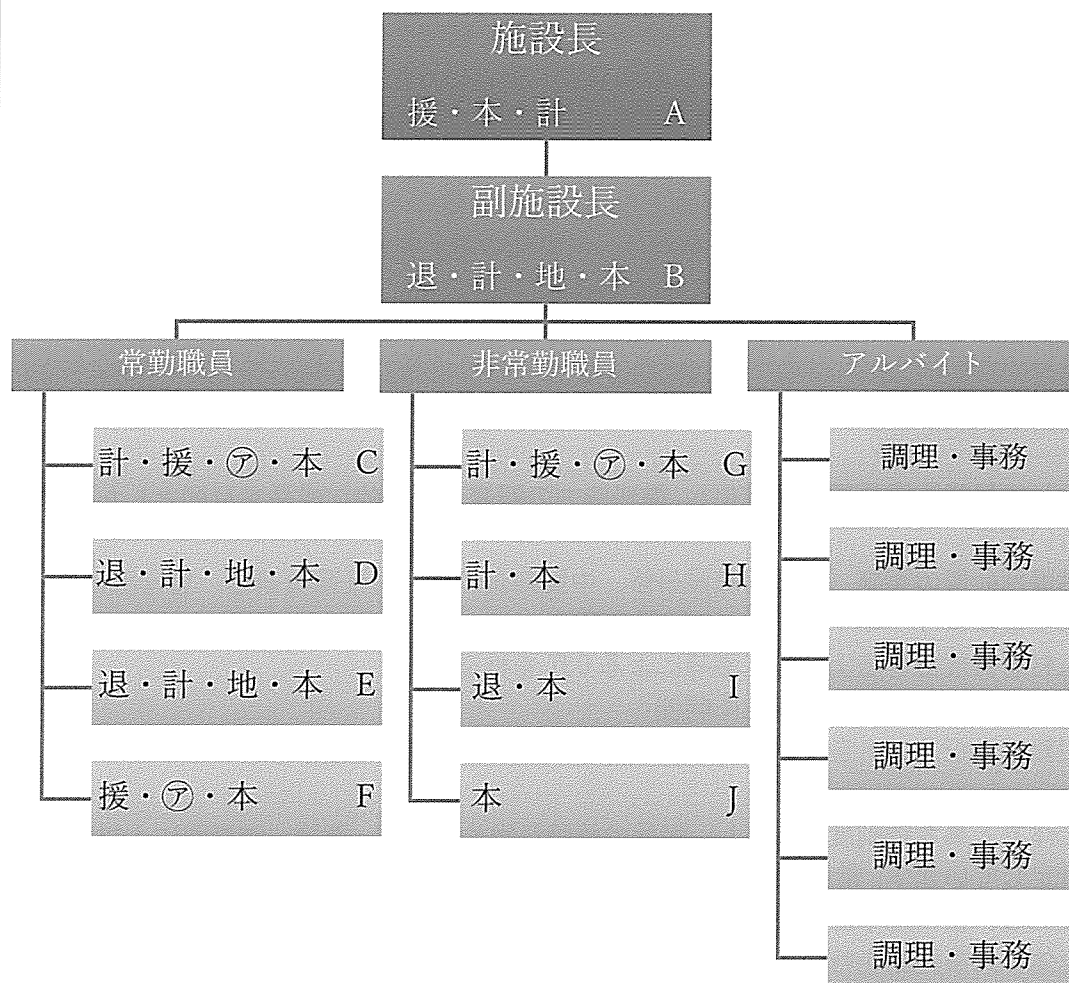
氏名	取得資格	経験年数 (*1)	担当業務
施設長 常勤職員 A	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員 サービス管理責任者	13年9か月	施設運営全般、金銭出納管理、地域ネットワーク、センター連絡会、運営連絡会、防火管理者、計画相談支援、基本相談支援、サービス管理責任者
副所長 常勤職員 B	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員 サービス管理責任者	9年10ヵ月	実習生担当、防災訓練、地域ネットワーク、港南区委託事業、運営連絡会、退院サポート事業、火元責任者、計画相談支援、基本相談支援
常勤職員 C	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	10年	自立生活アシスタント（主任）・自立生活援助事業、計画相談支援、基本相談支援
常勤職員 D	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	2年	実習生担当、退院サポート事業、港南区委託事業、計画相談支援、地域ネットワーク、基本相談支援
常勤職員 E	精神保健福祉士 相談支援専門員	5年6ヵ月	退院サポート事業、防災訓練、計画相談支援、備品管理、基本相談支援、
常勤職員 F	社会福祉士	2年	自立生活アシスタント・自立生活援助事業、統計業務、基本相談支援
非常勤職員 G	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	2年10ヵ月	自立生活アシスタント・自立生活援助事業、計画相談支援、備品管理、基本相談支援
非常勤職員 H	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	2年1か月	計画相談支援、衛生管理、基本相談支援
非常勤職員 I	精神保健福祉士 社会福祉士	2年	退院サポート事業、当事者活動支援、基本相談支援
非常勤職員 J	精神保健福祉士 社会福祉士	1年2か月	自立生活アシスタント、当事者活動支援、統計業務、基本相談支援

※経験年数は、令和元年3月31日時点

その他 調理・事務担当アルバイト … 10名

嘱託精神科医 … 5名 臨床心理士 … 1名

港南区生活支援センター 体制図



本 センター本体	
ア	自立生活アシスタント（主任）
ア	自立生活アシスタント（主任以外）
援	自立生活援助
退	退サポ（市事業）
地	地域相談（国事業）
計	計画相談

(2) 職員の育成

研修計画やOJTなどを含めた職員の育成について記載してください。

法人が進んでいく方向を職員一人ひとりが理解し、組織全体が整合性を持つことを大切にしています。理念やビジョン、中期事業計画といった共通の方向性のもと、事業所では職員の能力向上支援と活用・発揮できる職場づくりを進め、職員はその能力やスキルを最大限に発揮して業務に取り組みます。

相談支援に従事する者として、基盤となる力を身に着けるために、法人・事業所・地域においてOJT・OFF-JT・自己啓発の「人材育成の柱」を大切にし、「価値・理論」「知識」「技術」の獲得を目指します。

法人の人材育成

◆法人として目指す職員像を明確化し、職務能力の開発や全人的な成長を目的とした人材育成を行います。

○階層別研修の実施（新採用職員研修、中堅職員研修、主任職員研修、管理職研修）

本部主催により、年1回～6回程度開催

○人材を育成できるよう専任職等によるOJTを推進

○人権に関する研修を定期的に開催

○組織マネジメントを学ぶ研修（社会福祉法人簿記研修の受講）

◆法人全体で人事考課制度を導入し、職員の経験年数や習熟度、職種、職責別に人材育成計画を策定しています。常勤職員は毎年個別の年度目標を設定し、定期的に管理職と達成状況を確認し、振り返り面談を実施しています。

◆法人全体で人事異動を行い、職員に計画的に様々な職場を経験させることにより、能力の活用と資質の向上を図るとともに、職場の活性化につなげています。

◆法人が運営する事業所職員による「専門部会」を設置し、情報交換や研修による技術向上をしています。

◆法人が運営する多様な事業所が連携し交流や研修会を行っています。

成人期の障害者支援を担う「川崎発達相談支援センター」「川崎市発達障害地域活動支援センターゆりの木」「横浜東部就労支援センター」「川崎南部就労援助センター」と職員交流や事業所研修などの機会を設け、お互いのスキルアップを目指しています。

事業所の人材育成

◆資格取得（社会福祉士・精神保健福祉士等）を奨励し、事業所として協力を行います。

◆相談支援専門員の資格取得に向け、初任者研修・現任者研修の受講を推進します。

◆専門スキル向上のため、外部研修に参加する機会を積極的に設けます。

◆外部講師を招いて内部研修の充実を目指します。研修担当チームを所内で作り、年間を通じてテーマを決め、計画的に研修を実施します。（年4回以上を予定）

◆職員内部会議において、各職員が担当するケースの情報共有や事例検討を随時行い、職員

によるスーパーバイズを定期的を実施します。（毎日の申し送りなど）

◆外部講師や地域関係機関職員の協力により、グループスーパーバイズを実施します。

◆常勤、非常勤職員共に、事業所の年度目標と連動した個別の年間目標を設定し、日々の業務に取り組んでいくと共に、年度末に振り返りを行うことで次年度につなげていきます。

◆事業所で「生活支援センターの仕事」というマニュアルを作成しており、センターの通常業務については、新人職員が入職した際にこれを元に指導を実施しています。

◆センター職員が支援業務を行う上での基本的指針となる「個人情報保護に関する研修」と「虐待防止に関する研修」を年1回以上必ず開催します。

地域における人材育成

「地域生活支援拠点機能」の整備に向けて、生活支援センターは区域の相談支援の中核となる区福祉保健センター、基幹相談支援センターと共に他の相談支援事業所をけん引していく役割を担っています。精神保健福祉の専門機関として、地域における人材育成の取り組みを地域関係機関と連携し行っています。

◆定例カンファレンスにおいて事例の共有・検討会を実施します。

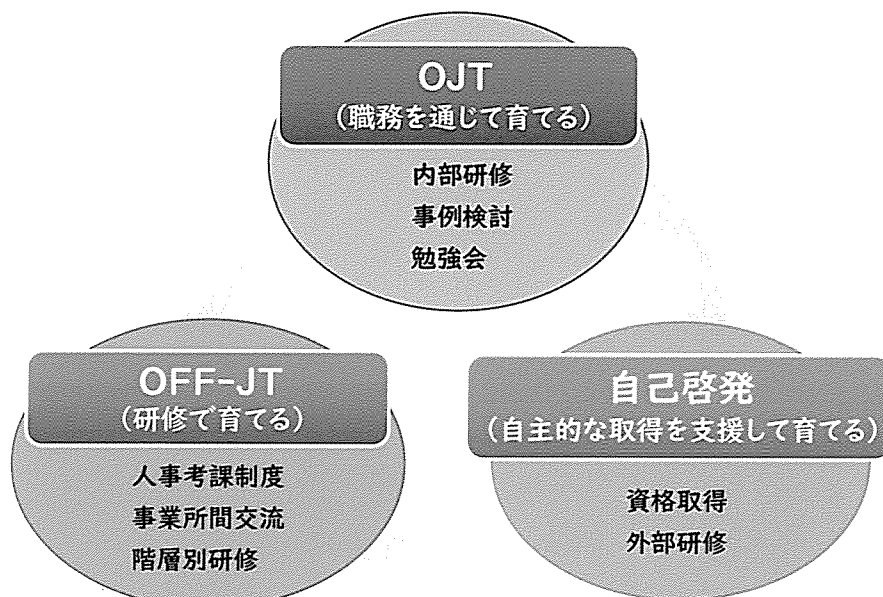
◆自立支援協議会と連携し、計画的に人材育成研修の機会を設けます。

（勉強会や事例検討会の開催、事業所間見学や実習の実施など）

◆横浜市主催の相談支援研修や地域の研修にインストラクターや講師として参加し、自己の業務を振り返り、実践を理論化させる機会を作ります。

◆社会福祉協議会による「高齢・障害・保育施設職員による職員のための研修会交流会」に参加し、分野の異なる支援者同士のつながりを持つ機会を作ります。

人材育成の3本柱



団体名

社会福祉法人 青い鳥

5 施設の管理運営

(1) 事故防止への取組

事故防止対策に関する取組、事故発生時の対応方法等について、具体的に記載してください。

利用者が安心して利用することができる環境づくりを目指し、センターの運営を実施してまいります。「安全管理マニュアル」を整備し、日頃から事故を未然に防ぐように、様々な角度・視点から建物管理やチェックを行い備えております。また、ヒヤリハット報告や職員間共有をしっかりと行うことにより、同様の事案の再発防止や大きな事故防止に努めています。

事故防止対策

① センターの点検・修繕

- ・センター内の設備について日常のメンテナンスや点検を行い（毎日4回職員による巡回を実施）、必要に応じて、定期または臨時に専門業者による点検を行います。それにより修繕等が必要な箇所を発見した場合、修繕計画を立てます。ただし、危険と判断される場合は、速やかに修繕または立ち入り禁止等の措置を講じます。
- ・事故の原因となるような状態の発見、除去、避難経路の確保、火気管理、初期消火活動態勢に努めます。

② チェックリストの作成

過去の事例や予測される事故等を想定して、安全管理点検（事故予防）リストに沿って作業を進めることにより、見落としを事前に防ぐようにします。

③ 個別マニュアルの整備

危機発生に備えた整備、訓練の実施など事前対策の実施、危機発生時の情報収集・伝達や被害の拡大を防ぐための応急対策の実施、被害者に対するフォローなど事後対策の実施等について定めた個々のリスクについての「個別安全管理マニュアル」を作成して、職員に周知徹底します。

④ 研修・教育

- ・事故を未然に防ぐため、また、事故等の発生時における緊急対応を迅速かつ的確に行うために危機管理マニュアルの周知、安全管理に関する意識の涵養、事故対応に関する知識の習得について避難訓練及び職員教育を実施します。
- ・職場内では今までの知識の再確認や、疑問点を話し合います。外部専門研修にも一人に偏らず、幅広く職員が受講できるようにします。

⑤ 情報収集・連絡体制

危機が発生した場合に情報伝達や意思決定、関係機関等への連絡を効率的に行うため、連絡網の更新など、常に最新の情報を把握するように努めます。

⑥ ヒヤリハット

- ・利用者等には被害を及ぼすまでには至らなかったが、支援を行う過程で、ヒヤリとしたり、ハッとしたりした場合、大事に至らなかったことをよしとせず、この段階で危機を意識して対策を検討します。
- ・ヒヤリハットが起きた場合は、報告書の提出とともに、全職員で事例として検証し、防止対策に努めます。

事故対策

- ① 事故の発生時には、その発見者または、事故情報を入手した職員は、所長に報告し、報告を受けた所長の判断・指示のもと直ちに初動対応を行うなど適切な措置を講じます。なお、指示を仰ぐことができない場合は、臨機応変に対応し事後速やかに所長に報告することにより、所長を中心とする統一のとれた組織的対応を行います。
- ② 所長が不在または、指揮をとることができない場合は、副所長が状況を把握し、副所長の判断・指示のもとに対処しています。なお、適宜所長と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにしています。また、所長、副所長が不在の場合は、次位者か職務経験の長い順で指揮をとることとしています。
- ③ 事故が発生した場合には、全職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に、二次被害が起こらないようにセンターの一時使用中止、関係設備の一時停止などの措置を行います。また、利用者だけとなる状況が発生させないようにし、お互いに連携を図った初動対応を行います。なお、警察署・消防署当の関係機関に通報が必要な場合は、所長の判断で通報を行います。所長が不在の場合は、発見者の判断で通報し、支援を要請するものとします。
- ④ 火災発生及び不審者・侵入者の発見等により、避難が必要な場合は、館内放送・拡声器等を使用して、利用者を安全な場所へ避難誘導します。また、事故等の発生を周知するにあたって、利用者の不安感が増大しないよう冷静沈着な対応に努めます。
- ⑤ 事故が時間外に発生した場合、発見者は緊急連絡網に従い、迅速に連絡します。
- ⑥ 情報の共有化を図るために、社会福祉法人青い鳥本部及び横浜市健康福祉局に直ちに報告します。その後は密接に連絡を取り、指導・助言を得ながら対応する。利用者の家族に対しても、速やかに事故概要を連絡するとともに、状況説明を行います。
- ⑦ 報告内容は「だれが・いつ・どこで・なにを・どうして・どのように」の「5W1H」とするが、一部不明な項目があっても知り得た情報の範囲内で、取り急ぎ、第一報を行います。
- ⑧ 横浜市に報告すべき事故に該当するかどうかの判断に迷った場合は、報告すべき事故と見做し、対応します。
- ⑨ 事故等の状況に応じて近隣施設の協力を得ます。

◆その他

- 傷害保険、賠償責任保険に加入します。（建物内外における事故で60名まで補償）
- 建物外センター行事引率は責任等の問題から常勤職員が1名以上入ることとします。
- 施設内の各種カギについては、管理簿や毎日の点検により、紛失や盗難等の防止に努めます。
- センター内の衛生管理や感染予防対策を日常から徹底して行います。
 - 月1回一般業者の清掃、毎週2回地域活動支援センターによる清掃
職員による日々の清掃
 - 「調理室チェックシート」を毎日つけることにより、衛生面の徹底管理
- センター入口など複数個所にアルコール消毒液を設置するほか、換気を十分に行い、手洗いやうがいなどの感染予防について周知します。
- 職員はインフルエンザ対策として毎年予防注射の接種を法人で受けています。
- 職員は3か月毎に感染症予防として検便検査を受けています。

生活支援センターにおける設備等保守管理

施設における管理	頻 度
防火等管理簿	毎日
調理室チェックシート	毎日
施設内整備（環境上の点検）	月に2回
機械設備保守（巡回点検）	毎月
機械設備保守（空調点検）	年1回～6回
機械設備保守（ポンプ点検）	年1回～2回
空調フィルター清掃	年4回
自動ドア保守点検	年4回
消防設備点検	年2回
エレベーター点検	年2回
害虫駆除	年2回

(2) 緊急時（防犯・防災等）対応

防犯・防災・急病・災害への対応方法等について、連絡体制や日常的な地域との連携も含め、具体的に記載してください。

センターでは「安全管理基本マニュアル」と「安全管理個別マニュアル」を整備し、緊急時の対応の指針を設けています。

法人全体・生活支援センターの「職員緊急連絡網」を作成し、緊急時の連絡体制を整備しております。

- ◆基本マニュアルはセンター全体の危機管理の枠組みであり、個別マニュアルは個別の危機に関して具体的な対応策を示すものです。
- ◆すでに個別マニュアルで管理されている危機については、そのマニュアルに従い、対応方法、対応手順、連絡方法などの危機管理を進めます。
- ◆想定されていなかった危機や対策不十分な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その担当者が基本マニュアルを参考にしながら対応策を講じるとともに、順次、個別マニュアルの修正や追加を行います。また、基本マニュアルと個別マニュアル等は、最新のリスクに対応したものとなるよう定期的に見直しを行うものとします。

緊急時の対応

- ① 病気や怪我など身体的・精神的症状を確認した場合は、必要に応じて、当該利用者等の主治医・区福祉保健センターの担当ワーカー等関係機関及び家族（緊急連絡先）に連絡し、指示を仰ぎます。その場にいる他の利用者等の動揺にも配慮します。
- ② 病気や怪我などの身体的・精神的症状が緊急を要する場合は、救急搬送や警察通報も考慮した上で、利用者を病院に搬送します。なお、救急車には可能な限り職員が同乗します。また、救急車で搬送が難しい場合には、職員がタクシー等で病院に搬送します。いずれの場合も搬送先医療機関名をセンターに報告します。救急車対応の際、本人に判断能力があると思われる場合は、本人の承諾を得ます。救急隊へは、住所・氏名・病名・症状・生年月日等の報告とともに事故発生時からの対応等を報告します。また、事故発

生の状況や各々が行った緊急対応を時系列で記録・整理しておきます。

◆参集体制

- ①緊急連絡網で連絡を受けた職員は、速やかにセンターへ参集します。
- ②センターの危機の発生をテレビ等により収集した場合には、職員は緊急連絡網による連絡を待たずに、速やかに参集します。
- ③時間外に発生した場合は、初動対応者の判断で必要に応じて職員を緊急招集します。
- ④自然災害等による危機の場合には、家族・家屋等の安全を確認した後、参集可能な場合は速やかに参集します。

◆事後の危機管理

- ① 危機の発生原因の分析、対応結果等に基づいて、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを含む再発防止策を講じます。
- ② 職員会議等により確立された再発防止策を実行し、センターとして事故の再発防止に努めます。
- ③ 再発防止策を含む事故の対応状況について、所管の横浜市あて事故報告書及び再発防止策報告書により報告し、場合によっては記者会見を実施します。

防犯体制

◆防犯を意識した日頃からの対応

- ・施設内外の巡回(日に4回)をするほか、周辺に注意を払い不審者等がいらないか確認することを習慣づけています。常時来館者には必ず声かけをし、受付にてカードの提出や記名をお願いしています。利用者以外の方(ボランティア・実習生等)は、施設内では名札等を身につけることを義務付けています。
- ・勤務がシフト制のため、有事を想定して、少なくとも常に1人以上の男性職員を配置することと、男女問わず事務所当番2名以上は配置することを意識した職員体制を整備しています。
- ・「防犯対策」を想定した施設内訓練を定期的実施していきます。

◆防犯カメラ・防犯システムの設置

- ・センター出入口の自動ドア上部に「防犯カメラ」を設置し、事務所内でモニターが確認できる体制を整備しています。「防犯カメラ」があることで犯罪の事前抑止にもつながるとともに、犯罪などが発生した際には、貴重な証拠映像となります。
- ・警備会社と契約し、防犯対策として「カード型非常用押しボタン」を導入しています。事務所内2か所に設置しており、非常時には職員がボタンをおすことで、警備員がすぐに対応するシステムとなっています。

◆不審者が来所したときの対応

- ・不審者が来所した際には、退去を促していますが、利用に必要な受付を無視したり、退去に応じなかったり、また、暴力的な言動をする場合には、不審者として警備会社または警察に通報するように職員間で共有しています。
- ・警備会社や警察が対応するまでは、不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応しながら、別室(相談室)へ移動するなどして隔離し、複数の職員で対応を行うこととします。

警察関係機関への迅速な通報体制

- ① 警察署・消防署等の関係機関に通報が必要な場合は、所長の判断で通報を行い、所長が不在の場合は、そのとき対応した職員の判断で通報し、支援を要請します。通報先は110番以外に港南警察署の代表電話や近隣交番直通の電話としています。
- ② 自傷・他害の恐れ、幻覚・妄想等、病状悪化とみられる場合は、必要に応じて、当該利用者の主治医、区福祉保健センターの担当ワーカー等、関係機関及び家族（緊急連絡先）に連絡し、相談しています。なお、病状悪化が進行すると判断され、自傷・他害などの精神的症状または怪我等の身体的症状の程度が緊急を要する場合は、救急車対応や警察対応も考慮します。

地域との連絡体制

港南区生活支援センターの周囲は、児童・障害者・高齢者施設、鑑別所、刑務所があり福祉施設が近い距離に位置しています。このため、他4つの施設とは、年に1回合同防災訓練を実施しており、日頃から連携がとりやすい体制を整備しています。（港南中央地域ケアプラザ・地域活動ホーム・港南区社会福祉協議会・保育園）有事の際（不審者の侵入等）には、防災訓練の連携・協力を参考に近隣の施設へ情報提供や注意喚起を行い、必要な行動をとることとします。警察や救急通報をした場合は特に合築である階下のケアプラザには、不安や心配で動揺されないよう、必ず報告・連絡を行っています。

危機管理におけるセンターの責務

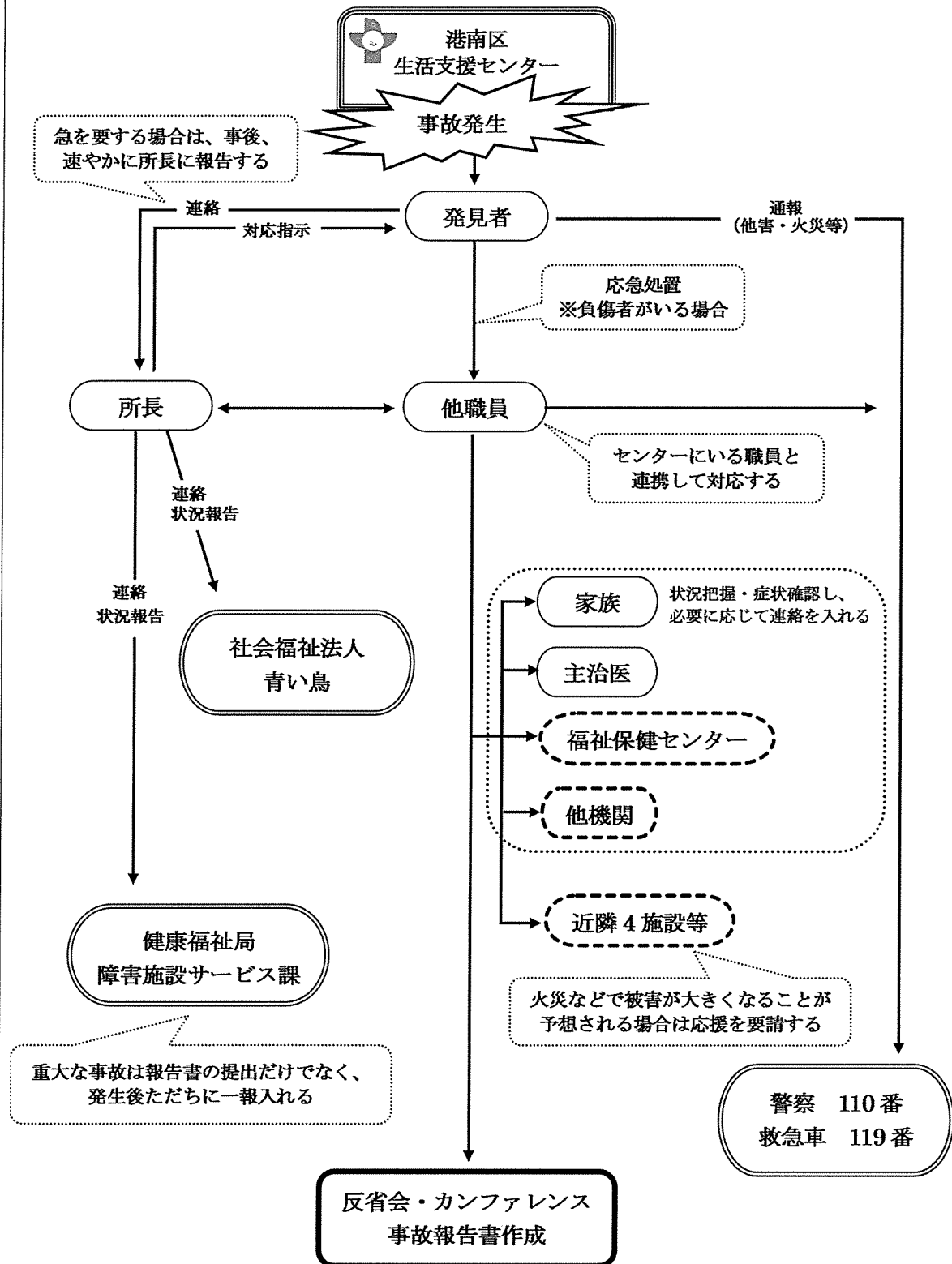
◆所長の責務

- ① 危機管理の総括責任者として職員及び利用者の安全及び災害等への対応を統括します。
- ② 防火管理責任者・自衛消防班長として防火管理を総括します。
- ③ 所長は安全な施設管理を行うため、担当者が中心となって、普段から情報交換や意見交換ができる環境をつくるなど、職員間のコミュニケーションの向上に努めます。
- ④ 全職員に危機管理の意識や「よりよい福祉サービス」に向けた取り組みを十分に浸透させるようにします。

◆職員の責務

- ① 副所長は他の全職員が危機管理に留意して職務遂行するよう指導監督します。
- ② 職員は危機管理に関する知識及び技術を習得するとともに、センター利用者と自身危機管理に対する意識を持ち、利用者の障害特性やそれに伴う行動特性を把握し、どのような事故発生が想定されるのかを事前に評価し、適切なサービス提供と安全確保に努めます。
- ③ 職員は事故等を予防するため、専門性を高めるとともに、自己の責任を果たすだけでなく、意思疎通を図りながらチームワークによって施設管理の安全策を日常のなかで構築します。
- ④ 職員は、発生した事故、ヒヤリとした経験に関する情報や対応策を職場内で共有し、組織全体で安全管理に取り組む体制を構築します。

危機発生時の緊急連絡体制



防災対応

事業所では、火災や震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とし、日頃から地域と連携して取り組みを行っております。

「港南区生活支援センター消防計画」を策定し、非常時の対応や消防機関への報告連絡などについて定めており、防災訓練などにおいて随時確認点検を行っております。

◆防災訓練 … 年に4回実施

- ・施設単独訓練 2回
- ・2施設合同訓練 1回
(生活支援センター・合築地域ケアプラザ)
- ・5施設合同訓練 1回
(生活支援センター・地域ケアプラザ・保育園・地域活動ホーム・社会福祉協議会)

- ◆防火管理者・防火責任者の設置
- ◆センター内に避難経路を明示
- ◆非常用常備灯、ラジオ、消火器の設置
- ◆非常用に「停電デジタル多機能電話機」を設置
- ◆災害時における防災備蓄品 … (利用者40名、職員10名 合計50名分)

福祉避難場所

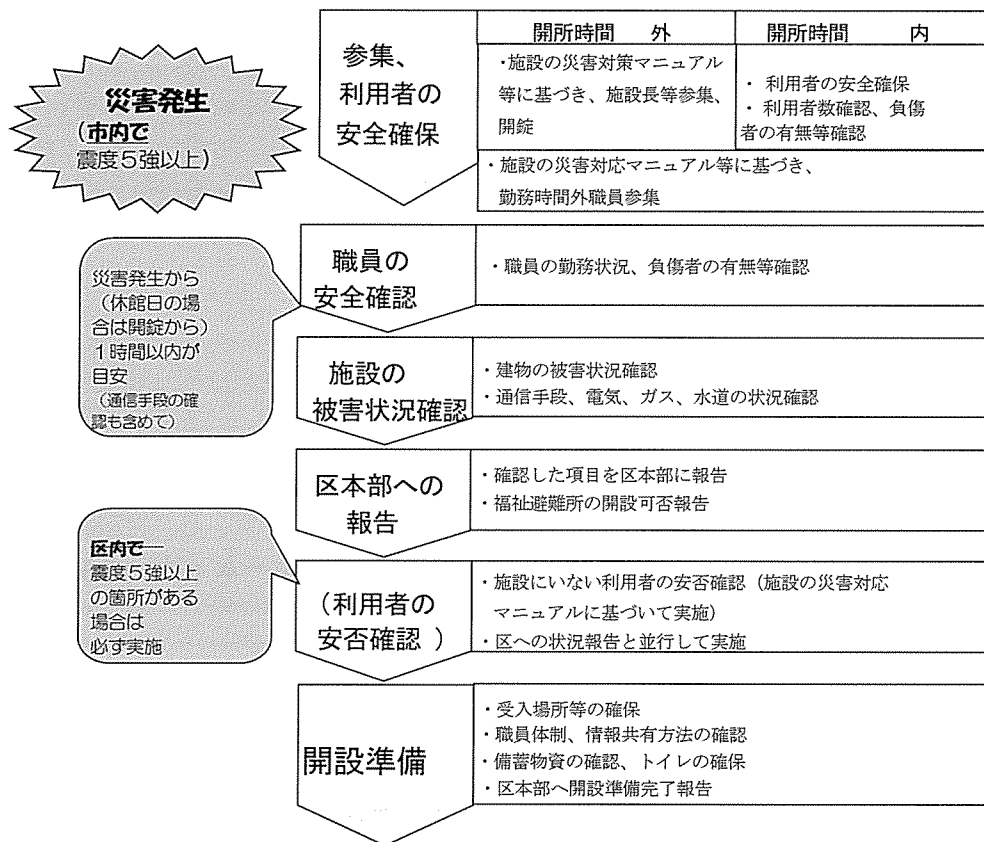
平成27年に当法人と港南区役所が

「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協定」を締結し、地域の防災の体制整備を行っております。

平成30年からは名称を「福祉避難場所」と名称が変更になりました。地域機関と連携を強化し、連絡会や合同訓練を行うなどの取り組みを進めています。

- ◆港南区福祉避難所連絡会・防災懇談会に出席
- ◆センター入口に「福祉避難所」である案内を掲示
- ◆デジタル簡易トランシーバー、災害時優先携帯電話の設置
- ◆緊急時通行車両として、事業所が使用している車両を事前届け出
要援護者の移送に協力
- ◆福祉避難所 開設・運営マニュアルを制定
- ◆福祉避難所 情報伝達訓練に参加
- ◆福祉避難所における応急備蓄物資 … (受入れ人数 10名 職員2名 合計12名分)

災害発生から福祉避難所開設の流れ



区本部からの開設要請に基づき、福祉避難所開設

港南区生活支援センター 応急備蓄物資在庫

品名	本数・量	合計
スーパー保存水	1.5ℓ×8本入=12ℓ(1箱)×10箱=120ℓ	10箱 120ℓ
志布志の天然水	2.0ℓ×6本入=12ℓ(1箱)×2箱=24ℓ	39箱 624ℓ
	2.0ℓ×6本入=12ℓ(1箱)×2箱=24ℓ	
	2.0ℓ×6本入=12ℓ(1箱)×16箱=192ℓ	
	2.0ℓ×6本入=12ℓ(1箱)×4箱=48ℓ	
	2.0ℓ×6本入=12ℓ(1箱)×2箱=24ℓ	
	2.0ℓ×12本入=12ℓ(1箱)×13箱=312ℓ	
品名	個数・量	合計
ドライカレー	100g(1食分)×50袋入×1箱=50食	4箱 180食
	100g(1食分)×50袋入×2箱=100食	
	100g(1食分)×50袋入×1箱=50食	
五目ご飯	100g(1食分)×50袋入×2箱=100食	8箱 400食
	100g(1食分)×50袋入×2箱=100食	
	100g(1食分)×50袋入×4箱=200食	
わかめご飯	100g(1食分)×26袋入×1箱=26食	3箱 74食
	100g(1食分)×24袋入×1箱=24食	
	100g(1食分)×24袋入×1箱=24食	
毛布バック	12+50人分	62枚
簡易トイレ	50人1日1回、4日分	200回分

(3) 個人情報保護・情報公開への取組

個人情報の保護に対する取組や、団体の運営状況等の公開について、具体的に記載してください。

個人情報保護の取組み

生活支援センターは、支援業務において、個人情報（氏名・性別・生年月日等個人を識別する情報に限らず、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービス又は保健医療サービスの利用情報等）を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の適正な管理と運営が強く求められています。そのため、法人として方針や規程等を設けていることと併せて、事業所においても最重要事項として取り組みを行っております。

法人としての取り組み

◆個人情報保護に関する規程

法人が保有する個人情報につき、個人情報の保護に関する法律その他関連法規の趣旨のもと、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、当法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

◆個人情報の取扱いに関する規則

法人が「個人情報保護法」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に則し、当法人において本人の個人情報を適正に取り扱うために、法人の全ての職員が遵守しなければならない事項・手続きについて定めることを目的とする。

◆個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

法人は、個人情報を取り扱う事業者としての社会的責務を認識し、この方針に基づき個人情報の保護に努める。

◆情報セキュリティ基本方針

法人が保有する情報資産が重要であることを認識し、利用者及び社会の信頼に応えることを目的としている。

1. 情報セキュリティ管理体制の整備
2. 情報セキュリティ規程の整備
3. 法令等の遵守及び契約による情報セキュリティの確保
4. 職員の取り組み
5. 教育の実施
6. 適切な情報セキュリティ対策

◆情報セキュリティ規程

「情報セキュリティ基本方針」に則り、法人の情報資産を、漏洩、紛失、改ざん、破壊及びき損から保護し、情報セキュリティを確保することを目的とし「情報セキュリティ規程」を整備している。

◆情報セキュリティマニュアル（チェックリスト）

規程内容を日常業務レベルのチェックリストとして落とし込むことで、職員一人ひとりが業務に内在するセキュリティリスクを確認できるよう整備している。

◆法人内での情報セキュリティタスクミーティングの開催

各事業所の取組における好事例や情報セキュリティヒヤリハット事例等を定期的に共有する会議を開催し、各事業所の取り組みを発展させるとともに、法人規程・セキュリティマニュアルへフィードバックすることで法人全体のセキュリティ水準を向上させる。

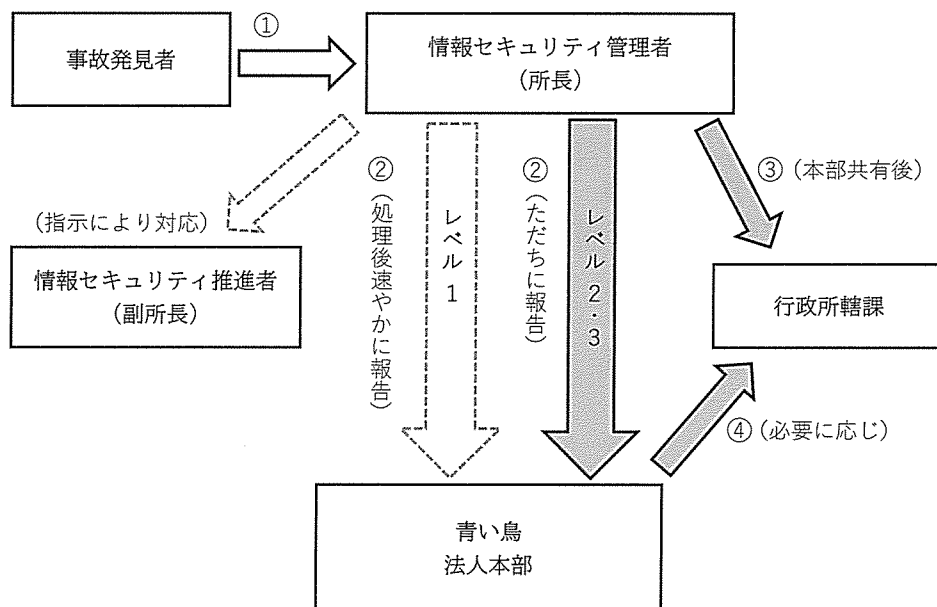
◆情報セキュリティ研修の開催

方針・規程・マニュアルを用いた研修を全事業所で定期的を実施することで、情報セキュリティの重大性を再認識する機会とし、セキュリティ水準の向上を図っている。

情報セキュリティ事故対応マニュアル

情報セキュリティ事故のレベル・分類

レベル	内容	具体の事象
高 危険度	3	個人情報漏えい 情報システム・情報ネットワークにおける重大な事故
	2	組織の事業執行に影響のある事故等
	1	個人の業務執行に影響のある事故等 高レベル事故へ発展する可能性のある違反等
		利用者等個人情報文書の紛失・データ流出・記録メディアの紛失 情報ネットワーク全体の停止が必要なウイルス等感染 等
		法人内で再現不可能な個人情報資料の誤廃棄、重要データの滅失・紛失 ウイルス感染や過失による情報ネットワークの一部停止 等
		ウイルス感染（ローカル PC レベル） 不許可 USB の使用 法人内で再現可能だが大量の個人情報資料の誤廃棄 等



事業所としての取り組み

◆個人情報の取扱いに関する説明書および同意

- ・センターは利用者へのサービス提供を行うにあたり、本人に書類を提示して説明を行い、同意を頂いたうえで署名をしていただいています。
- ・日常業務において守秘義務を徹底し、他利用者などへの個人情報漏洩、また関係機関との連携においても、原則として本人の承諾を得ることを職員間で徹底しています。

◆個人情報の管理

個人情報が記載されている記録や書類などについては、職員以外が立ち寄ることがない鍵のかかる場所で厳重に管理を行っています。

◆個人情報持出簿による管理

原則として個人情報の施設外持ち出しは禁止としています。ただ、本人に署名を頂く必要がある「サービス等利用計画」「個別支援計画書」などを、業務上やむを得ず持ち出す場合には、「個人情報持出承認簿」に記入し、管理職が承認・確認を行うこととしています。

◆個人情報保護に関する研修

- ・毎年1回以上は個人情報保護に関する研修をセンター内で実施し、全職員が受けることを義務付けている。そのうえで「個人情報保護に関する誓約書」に署名・捺印を行います。
- ・職員以外のボランティアや実習生に対しても、「個人情報保護の遵守」に関しては書面にて説明を行い、誓約書を提出します。

情報公開への取り組み

「個人情報の開示」については、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を請求する権利を有していることを確認し、これらの申し出があったときは、所定の手続きに基づき、適切かつ速やかに対応することとします。
開示請求にあたっては規程の書類を整備しております。

情報公開への取り組み

- ◆「個人情報の開示」について、本人より開示の申し出があった場合には、規程の手続きに基づき、以下の書類により適切な対応を行います。
 - ・「個人情報に関する請求書」
 - ・「個人情報に関する請求に対する回答書」

- ◆法人としてはホームページ上にて、情報開示を行っています。 www.aoitri-y.jp

理念・ビジョン・概要のほか、経営情報もインターネット上で閲覧可能となっており、法人全体の情報を閲覧することが可能です。

各事業所の情報やお知らせなども随時ホームページに掲載しているほか、ホームページを見た方からの質問を受け、返答する機能も持っています。

経営情報 … 変遷、沿革、理事・評議員・幹事名簿、各種報告・計画・予算、組織図、定款

◆事業所としては、毎月「港南区生活支援センターだより」を発行し、法人のホームページに掲載するほか、関係機関にはメールや郵送にて送付しております。
センター便りには、事業所の予定やイベント・プログラム・夕食メニューなどを掲載し、最近のトピックスなどについてわかりやすくご案内しています。

◆横浜市生活支援センターの全区情報として、横浜市のホームページに情報が掲載されています。

◆横浜市の障害福祉サービス等情報公表システムに事業所の届け出をしており、ホームページ上では以下の事業について閲覧が可能です。

対象：「指定特定相談支援事業所」「指定一般相談支援事業所」
「指定定着支援事業所」「自立生活援助事業所」

(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待防止・権利擁護への取組について具体的に記載してください。

生活支援センター職員は、障害者支援に日々当たるなかで、虐待を発見したり、相談を受けることも想定されます。虐待を早期に発見するために、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さずに、専門的な知識を持って、適切な対応をとる必要があります。

センターでは、「虐待防止対応マニュアル」を整備し、職員への意識づけを日常から行っております。

障害者虐待防止の早期発見・通報義務

◆「横浜市障害者虐待防止研修」を毎年1名以上の職員が受講し、事業所に持ち帰り内部研修を実施することで、共有します。

◆「横浜市障害者虐待防止・対応マニュアル」をテキストとした内部研修を適宜実施し、新人職員向けに障害者虐待に関する正しい知識を得る機会を設けます。

◆「神奈川県障害者権利擁護センターの案内～ストップ障害者虐待～」を館内に掲示し、当事者への啓発を行います。

◆支援対象者の事例を職員間で共有する中で、虐待が疑われる事案がある場合には、速やかに通報を行うなどの対応について指導助言を行います。

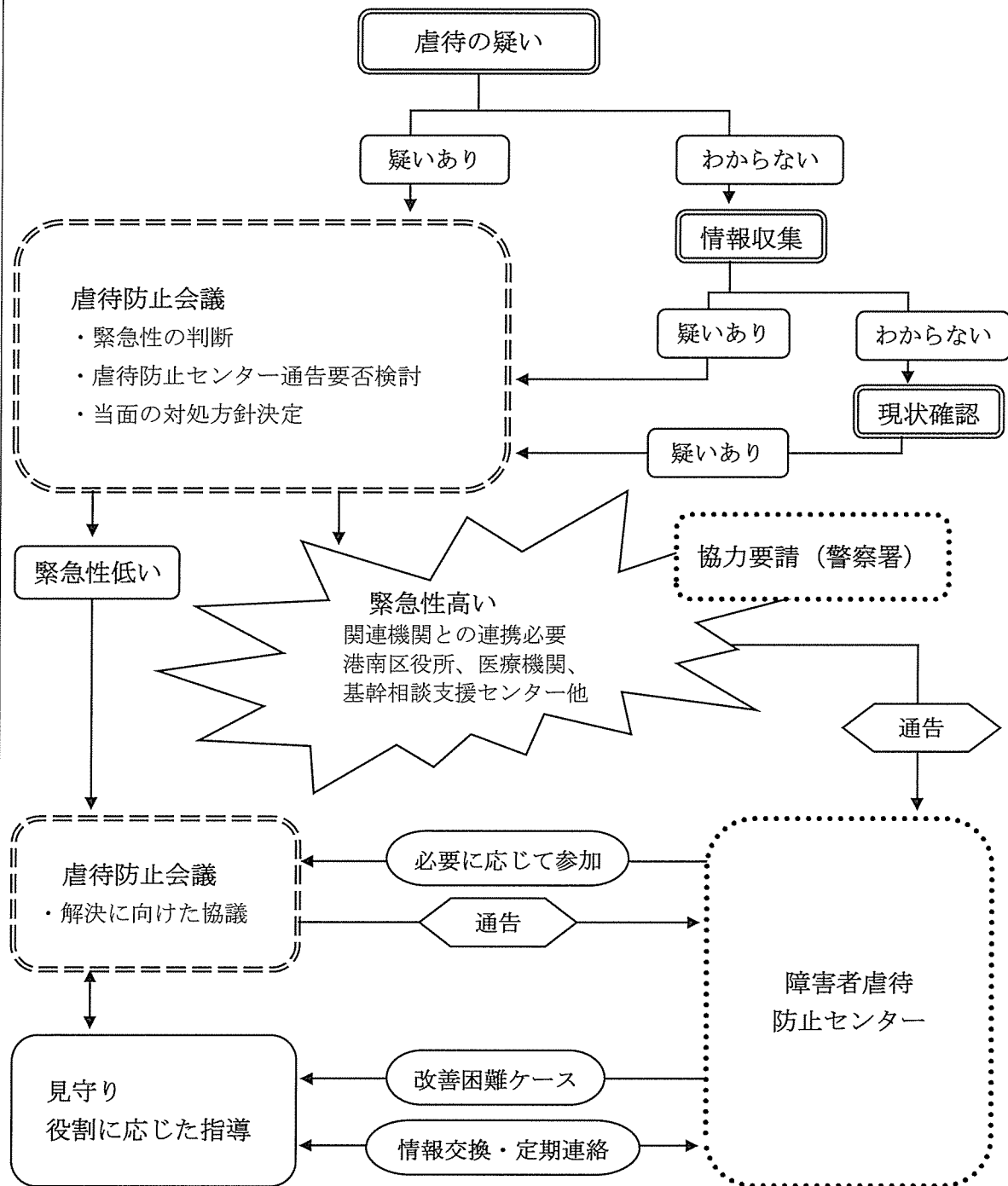
◆地域関係機関との連携のなかで、虐待が疑われるケース共有など日頃から「虐待防止ネットワークの構築」を意識した取り組みを行います。

障害者福祉施設としての虐待防止と対応

センター職員は確固たる倫理観をもってその専門的役割を自覚し、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援を行うことを遵守いたします。障害者の権利侵害を許さない福祉施設、地域の方々や障害者が安心して利用できるセンターを目指します。

- ◆「障害者福祉施設における障害者の虐待の防止と対応の手引き」をテキストとした内部研修を毎年実施し、職員への意識づけを徹底します。
- ◆支援者である職員がストレスをため込まないよう、法人として職員に毎年「ストレスチェック」を実施しています。また、職場におけるハラスメントについても、法人内で「相談窓口担当者」を置くほか、外部にも相談窓口（公益財団法人 21 世紀職業財団のハラスメント相談窓口）を置いています。
- ◆虐待防止責任者（所長）は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指します。
その他の職員は日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導すること致します。
 - （１）虐待内容及び原因・解決策の検討
 - （２）虐待防止のための当事者等の話し合い
 - （３）第三者委員への虐待防止対応結果の報告
 - （４）虐待原因の改善状況について当事者および第三者委員への報告

虐待防止フローチャート



【連絡先】横浜市港南区生活支援センター

TEL : 045-842-6300

【連絡先】横浜市障害者虐待通報・届出窓口

TEL : 045-662-0355 (24 時間受付)

神奈川県障害者権利擁護センター

TEL : 046-265-0604

権利擁護への取り組み

平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行されるなど、障害のある人が差別や虐待から守られ、地域で自立した生活が送れるよう、障害者の権利擁護が推進されています。センターとしても、居場所の提供や相談支援に取り組むなかで「合理的配慮」を念頭におきながら、業務に携わっております。

人権研修

全職員が「権利擁護」の意識を常にもち、「人権」についての正しい知識を身に着けることを目的とし、年に 1 回以上は所内で「人権」をテーマとした研修を実施しております。

◆これまでに実施した人権に関する研修テーマ

- ① 精神障害者の理解について
- ② 人権尊重について考える
- ③ 精神障害者と人権について
- ④ 障害の理解について
- ⑤ 障害者差別解消法について
- ⑥ 障害者差別解消法の概要と横浜市の取組
- ⑦ 横浜市障害者虐待防止について

意思決定支援

相談支援の過程において、事業所として重要視しているのは、「意思決定支援」です。障害を持つ方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援を行います。以下の 3 原則について、全職員が遵守することを所内で定期的に確認し、意識をもって業務に取り組んでおります。

- I 自己決定の尊重とわかりやすい情報提供
- II 不合理と思われても他者の権利を侵害しないのであれば尊重する
- III 本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ、関係者が集まり意思を推定する

◆センター利用登録や契約を結ぶ際には、書面により、相手の方に応じたわかりやすい説明を心がけ、理解のうえ署名をしてもらうように心がけます。

◆ケア会議や支援計画作成の時などは、本人（障害当事者）の希望や意思を何よりも尊重し、寄り添った支援を大切にします。

◆本人の意思や希望をくみ取ることを大切にし、信頼関係を構築することを重視します。

(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組

利用者の意見や苦情を聴取するための取組と、意見や苦情を受けて迅速に対応するための工夫などについて具体的に記載してください。

生活支援センターの職員は日々の業務のなかで多くの利用者に関わる機会があり、電話や面接・訪問など様々な場面で対応させて頂いています。その関わりのなかで、センターに対する要望や意見、苦情などは真摯に受け止め、職員全員で共有し、より良い事業所運営に役立てるような取り組みを行っています。

苦情解決規程

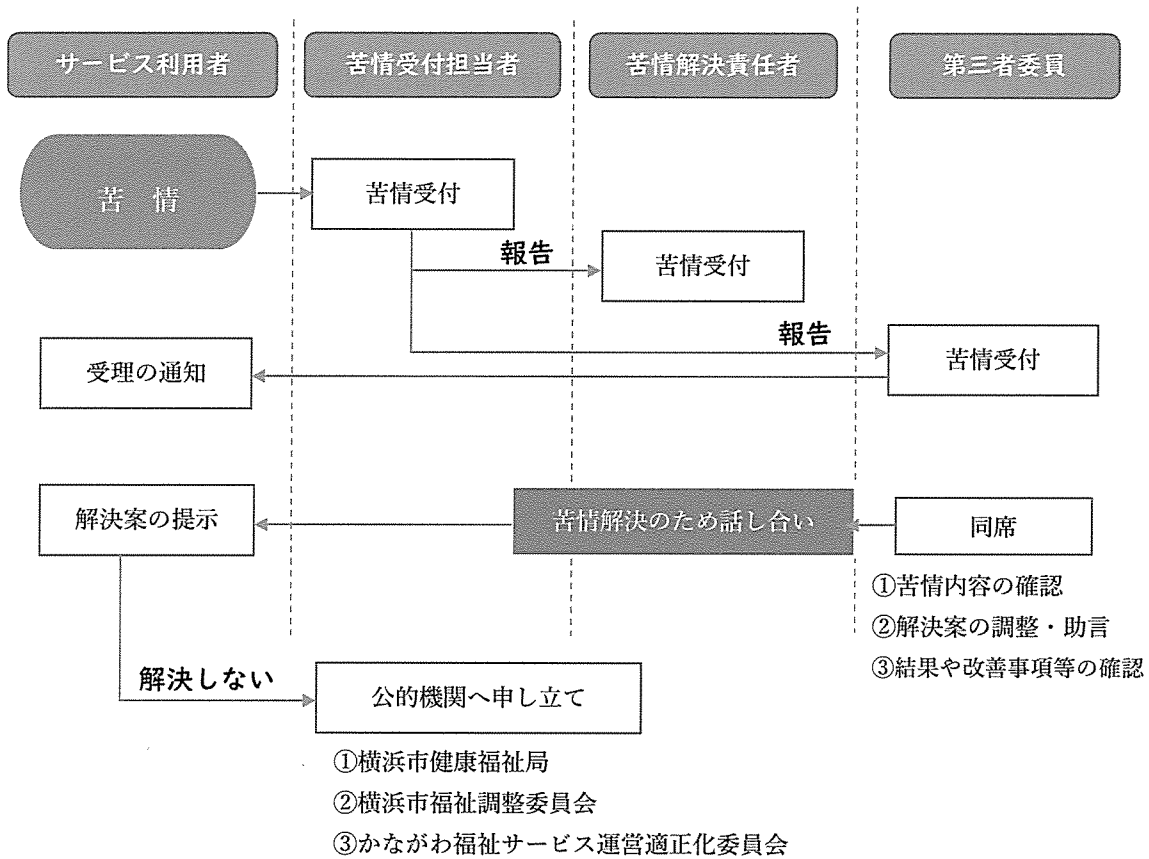
法人が実施する福祉サービス提供事業の利用者からの苦情に対して社会福祉法第 82 条を踏まえて適切な対応を行うことにより、利用者の権利を擁護し、当該事業の迅速な改善を図るとともに社会的な信頼を向上させることを目的として「苦情解決規程」を設置しています。

- ◆事業所として、苦情受付の体制を整備し、苦情解決の仕組みや第三者委員の設置などに取り組んでいます。
- ◆センターを利用するすべての方に、利用登録時に「苦情対応規程」や「苦情相談窓口」について説明を行っています。また、苦情解決の仕組みや手順等を利用者や家族等に対して周知するため、受付カウンターに「苦情解決規程」を設置しています。
- ◆施設内には「ご利用者の皆様へ」として苦情解決の手続きや流れ、苦情解決担当者について明記した案内を掲示しています。
- ◆公的機関による苦情受付の専用窓口としては、以下の機関を案内しています。
施設内には、ポスターなどでわかりやすくお知らせをしています。

横浜市健康福祉局
横浜市福祉調整委員会
かながわ福祉サービス運営適正化委員会

- ◆第三者委員は 2 名を設置し、利用者からの苦情申し出に対して、解決に向けた話し合いの場に立ちあいを依頼します。またより良い運営に向けて、日頃から利用者対応に対する助言や指導を仰ぎます。
- ◆苦情を受け付けた際には、内容を法人本部にも速やかに報告し、第三者委員に加えて本部担当職員にも話し合いの場に立ち合いを依頼し、より良い運営に向けて、助言や指導を仰ぎます。

苦情対応規程の手続きチャート



- (1) 苦情解決責任者: (港南区生活支援センター 所長)
 (2) 苦情受付担当者: (港南区生活支援センター 副所長)
 (3) 第三者委員: ① A(大学 教授)
 ② B(区民生委員・児童委員協議会会長)

ご意見箱の設置

当センターでは、「ご意見箱」を設置し、利用者がセンターに対して要望や苦情など様々な意見を出しやすい環境を整備しています。利用者から出された意見については、回収後にミーティング等において職員全体で共有し、内容を検討しています。そのうえで、「ご意見回答用紙」にセンターからの回答を示して館内に掲示しています。

利用者アンケート

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者が扱う業務に関する協定書には「自己評価」に関することが記されています。規程に基づき、年に1回は自己評価を行うこととしていますが、センターでは毎年「利用者アンケート調査」を実施し、業務全般の見直しにつなげています。

利用者アンケートは、実施期間を1か月程度設け、期間中に来所された方のなかから無作為に抽出した方、および日常的に利用されている方を対象として記入をお願いしています。アンケート結果については、所内で集計や考察を行うと共に館内に掲示し、利用者にも周知を行っています。

◆アンケート実施結果

- ・平成29年度 … 12月実施 回答数 29名
- ・平成30年度 … 12月実施 回答数 31名
- ・令和元年度 … 3月実施 回答数 35名

◆調査項目

- ・ご自身について（在住区、年齢層、利用頻度、通所先等）
- ・利用目的 ・施設、職員について
- ・相談支援について
- ・訪問同行支援について
- ・サービス（日常生活支援）について
- ・イベント、プログラム、講座について

利用者ミーティング

センターでは毎月「ピアを考える会」を開催しており、当事者活動に向けた取り組みを行っています。そのなかで、センター利用についての意見や希望が出される時には、利用者とセンター職員とでテーマを決めたミーティングを開催していきます。

ミーティングで出されたご意見については職員全体で共有し、より良いセンター運営に向けて役立てていきます。

(6) 指定管理料の効率性

指定管理料を効率的に執行するための工夫、指定管理料の低減策を記載してください。

生活支援センターの運営に当たっては、横浜市より指定を受ける公共の事業を担う立場であることを常に意識して取り組んでまいります。その執行にあたっては、無駄のないよう計画的に目的をもった用途を大切にしながら、定期的な執行状況の確認と点検を行います。

施設管理

- ◆建物は築 18 年を経過し老朽化している箇所もあるため、定期的な保守管理や点検業務をしっかりと行い、必要があれば軽度のうちに修繕を実施します。
- ◆合築の地域ケアプラザと連携し、建物全体で修繕が必要な箇所については、計画的に予算建てを行ったうえで実施します。
- ◆建物設備や備品の取扱いを丁寧に行い、物を大切にする意識をもつことを心がけます。職員のみならず、利用者の方々にも日頃から意識してもらうような働きかけを行います。
- ◆修繕や備品購入に際しては、複数業者に見積もりを取るなどし、低廉な価格で実施します。
- ◆収支状況は月次レポートを作成し、年度末までの予測を立てながら執行管理を行います。
- ◆事業管理、経理、人事労務等については法人本部集中とする事で効率化を図り、施設での事務作業を軽減し、効率的に利用者へサービスが提供できる体制とします。

物品管理・エネルギー

- ◆日用品や事務用品などは事前に物品購入申請を行い、管理職による予算管理をすること、施設には最低限の現金のみ置くことで安易な経費支出を防ぎます。
- ◆法人全体での一括発注などスケールメリットを生かした仕入れ方法を充実させ、仕入れ単価の抑制を行います。
- ◆一定額以上の支出は法人本部決裁とし、施設の裁量による支出を最小限に抑えます。
- ◆所内ではなるべく書類を減らし、データベースによる情報管理を推進していきます。
- ◆個人情報の取扱いには注意を払い、再利用できる紙は裏紙として利用します。
- ◆日頃から、厨房や風呂などに使う水の節水を心掛け、使用していない部屋の明かりは消すなど節電に取り組めます。
- ◆施設にソーラーパネルを設置することで、電気エネルギー節約に取り組めます。
- ◆冷暖房の設定温度を決め、適切な環境での利用を推進し、利用者にも服装などで調整してもらうような働きかけをします。
- ◆ゴミの分別をしっかりと行い、古紙・プラスチック・ペットボトル類のリサイクルを徹底します。

人件費 他

- ◆年齢や経験年数のバランスを考えた計画的な人事異動を行うことにより、施設における人件費が経年的に上昇していくことを緩和します。
- ◆業務の効率化を図り、各職員が時間外勤務を減らすことを意識します。職員のメンタルヘルスケアのためにも、ワークライフバランスを重視した業務執行を徹底します。
- ◆職員が外出する際の交通費の削減を図り、可能な範囲で公共交通機関でなく自転車や車を利用するよう心がけます。
- ◆ボランティアの協力により、一部職員の負担を軽減することができるよう職務の見直しやボランティア育成に取り組めます。

団体名

社会福祉法人 青い鳥

6 具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

日常生活を営む上での様々な課題に対する個別具体的な支援の方法について記載してください。※食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービスを含む

生活支援センター利用のニーズで多いのは「夕食サービス利用」「居場所・利用者同士の交流・ひとりでゆっくり過ごす」「衣・食・住など」に伴う支援です。

フリースペースの活用と憩いの場としての交流がしやすい環境と雰囲気によって、いつでも本人、家族、関係機関、ボランティアなどが安心して利用することができるセンターが求められています。

また、A型生活支援センターの中で港南区生活支援センターは「来館者」とサービス提供の「夕食サービス」「入浴サービス」利用が多いのが特徴です。「洗濯サービス」「インターネットサービス」を含め、地域特性やニーズを考慮しつつ実施します。

●居場所支援

<フリースペースの活用>

◇生活支援センターのフリースペースは、自然と利用者同士が交流できるような安全で安心して過ごすことできる場、何気ない世間話などの会話や余暇支援などを通して利用者同士や職員との信頼関係を築きます。職員は、何気ない会話や余暇支援の場面でも潜在的なニーズの掘り起こしを行い必要に応じた個別支援につなげます。

◇開放的な空間である生活支援センターのフリースペースの中に居ても、一人でゆっくり集中して読書や勉強など、ひとりで静かに過ごしたい方向けの区切られたスペースの提供をします。

<静養室の活用>

◇体調の優れない時や少しの睡眠を取りたい時など、個室で静かに過ごすことのできる空間です。しかし、単に休憩するだけの個室利用ではなく、受付などの利用前後の様子から本人の体調の変化や心理情緒面に考慮しながらの活用を意識します。

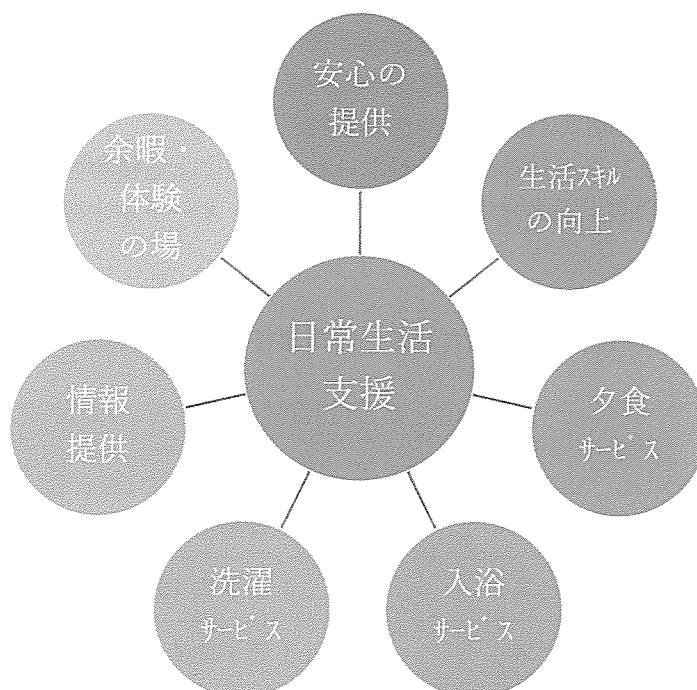
◇男性女性が分かれて使用できるよう和室2室と、布団を整備し横になって少しの睡眠がとれる静かな環境を提供します。

●各種サービス提供

<食事サービス>

◇季節を感じることでできるメニューや自主事業のイベントの日に合わせた特別メニューなど、食事を楽しめる工夫と低価格で栄養バランスに配慮した食事を提供します。

◇食事メニューなどについてアンケートを実施し、利用者の意見や要望を取り入れます。



- ◇就労や日中通所先がある方など、夕食サービスのニーズは高く、夕食サービスの提供を今後も続けていきます。また、家事負担の軽減や外出するきっかけづくりにつなげていきます。
- ◇今後は夕食サービスがない日など、昼食サービスの実施も検討し、日中の利用のみの方にも利用できる仕組みを作っていきます。
- ◇夕食サービスの時間帯は、一日の来館者数で最も多い時間帯となっています。夕食サービスのみの利用者に対しては、単に食事サービス提供の場だけでなく、他に必要とされる潜在的なニーズを掘り起こす意識を持つように努めます。更に、夕食を生活サイクルの中に組み込み、毎日センターの夕食を利用する方に対しては、利用の有無によって、安否確認や生活環境の変化の気づきにつなげます。

<入浴・洗濯サービス>

- ◇衛生面の保持のため、必要な方にはセンターの入浴や洗濯サービス利用を促します。
- ◇单身生活に向けて、お風呂の清掃や洗濯機の使い方などを学ぶ機会を作ります。
- ◇入浴サービスは個室のため、中の状態を把握することが困難という欠点があるということを考慮し、長時間の利用や高齢の利用者には、定期的な声掛けなどにより状況の確認を行います。

<インターネットサービス>

- ◇社会資源や情報について閲覧し、必要があれば印刷できるようにプリンターを設置しています。
- ◇一人ではパソコン操作が難しい方には、職員がサポートを行うことで、安心して利用につながっています。

<その他>

- ◇金銭管理の手伝い
- ◇服薬管理の手伝い
- ◇リサイクルコーナーの活用
- ◇必要書類の作成や確認の手伝い
- ◇センター内に各種情報や案内を掲示
- ◇利用者の自主製品や作品を展示
- ◇センター便りの発行やホームページによる情報提供
- ◇余暇支援の一環として「パソコン、オーディオ機器、スポーツ用具など」を無料で貸出

【 港南区生活支援センターの来館者・サービス提供の実績 】

来館者・各種サービス	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (令和 2 年 2 月末まで)
来館者	1 日平均 32 人	1 日平均 32 人	1 日平均 34 人
夕食サービス	1 日平均 15 人	1 日平均 14 人	1 日平均 14 人
入浴サービス	1 日平均 4 人	1 日平均 4 人	1 日平均 4 人
洗濯サービス	年間 152 人	年間 246 人	年間 117 人
インターネットサービス	年間 46 人	年間 99 人	年間 42 人

(2) 相談支援

電話相談、面接相談、ケアカンファレンス等の相談支援の方法について、個別支援の実施方針にも触れながら記載してください。

私たちは障害児・者の自立した生活を支えていくために、当事者やご家族に寄り添い、地域で暮らし続ける支援を丁寧に行います。法人の基本方針に則り、「ライフステージに沿った伴奏性」を重視し、児から者への切れ目ない支援に取り組めます。

●個別支援の実施方針

①自己決定の尊重

私たちは、私たちの価値判断を押しつけるのではなく、ご本人のライフスタイルや価値観を知った上で、よりよい自己決定ができるよう支援を実施致します

②持っている力を支援すること

私たちは、ストレングスの視点で、ご本人が本来持っている力を引き出し、その力が発揮できるよう支援を実施致します

③対等な関係で支援すること

私たちは、ご本人と解決すべき課題を共有し、ご本人の伴走者として、協働して支援を実施致します

④権利を守ること

私たちは、ご本人を人格のある個人として理解し、人権を護り、支援を実施致します

⑤地域とつながるよう支援すること

私たちは、ご本人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう支援を実施致します

◇一次相談支援機関として相談を受け止め、地域関係機関と連携して、包括的な支援を行うことを目指します。生活支援センターでは福祉サービスに合わせるのではなく、利用者のニーズに合わせて効果的なサービスが実施できるよう、センターの基本相談に加え、指定特定相談支援事業、障害者自立生活アシスタント事業、横浜退院サポート事業などの実施を検討し行っています。

●電話相談

◇電話相談は、相談専用の番号を設置して、相談者の「困ったときに相談したい」「話を聴いて欲しい」という相談ニーズに、身近なサービスとして利用していただいています。職員は傾聴を主として、相談者の気持ちに寄り添い、相談者が安心して電話相談を終えていただけるよう努めています。電話相談を継続して利用する相談者には、面談を目的とした来所やセンターのプログラムを案内するなど、相談者のストレングスに注目した支援を行っています。

◇取り組み内容

こころの電話相談関係機関担当者連絡会で研修や関係機関との情報交換を行っています。

●面接相談

◇面接相談は、相談室とフリースペースにおいて実施しています。相談室での面談は、相談者のプライバシーに配慮し、安心して相談できる環境で実施しています。継続しての相談を希望される方には個別支援計画書を作成し、相談者と目標や進捗状況を共有しています。フリースペースを利用した相談は、利用者の状態把握や普段あまり相談を希望されない方の潜在的なニーズ把握を行っています。

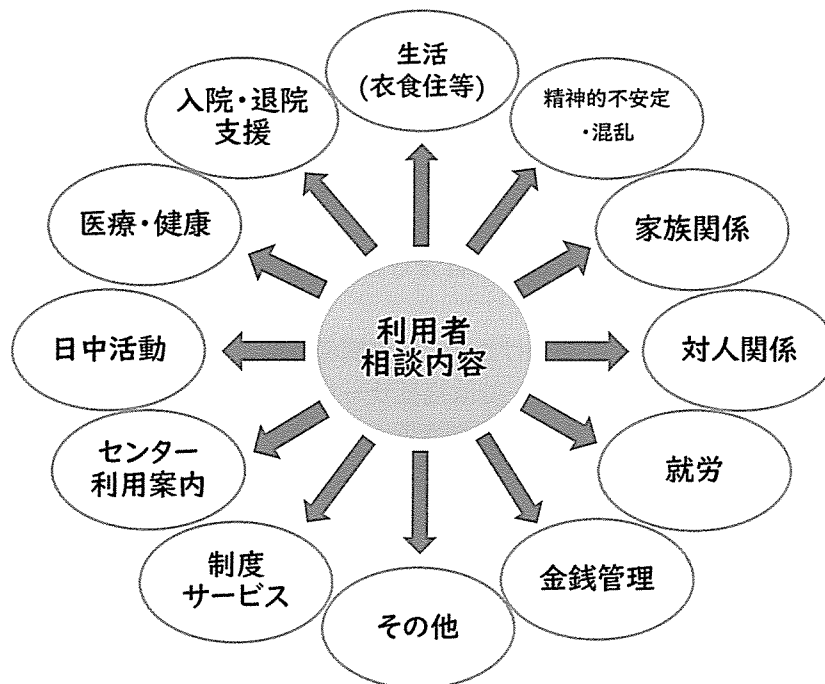
◇取り組み内容

地域ケアプラザなど、センター外での出張面談を実施していきます。

【 相談内容の実績 】

◇相談内容は多岐に渡っていますが、その中でも生活や精神状態に関する相談が主となっています。生活に関する相談は、日常生活に関するものが主ですが、グループホームやヘルパー利用に関する利用の相談も含まれています。精神的・不安定・混乱は、不安や怒りの表出、自死に関するものも含まれます。

相談内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (令和 2 年 2 月末まで)
1	生活（衣食住等）	生活（衣食住等）	精神的・不安定・混乱
2	対人関係	精神的・不安定・混乱	生活（衣食住等）
3	その他	医療・健康	日中活動（余暇含む）



●ケアカンファレンス等

＜所外カンファレンス＞

◇支援は、ケアマネジメントの手法を用い、本人、家族、地域関係機関と連携して適宜ケアカンファレンスを実施しています。カンファレンスでは、本人の支援方針の共有、関係機関の役割分担の確認、情報共有及び情報交換等を行い、福祉や医療などのサービスを本人支援に効果が得られるようにマネジメントしています。

＜所内カンファレンス＞

◇新規ケースのアセスメントや各種事業のケースの共有、困難ケースの検討など職員間で情報共有を実施しています。

＜職員ミーティング＞

◇毎日開館前に、新規相談者や担当ケースなどについて情報共有や検討を実施しています。

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

緊急支援や計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを含めたアウトリーチ（訪問・同行）の個別支援の実施方針について、具体的に記載してください。

本人の安定した地域での暮らしを支えていくためアウトリーチ（訪問・同行支援）は大切な支援の一つであると考えます。本人、家族、関係機関などの相談にいつでも対応できる体制を構築します。また、アウトリーチ（訪問・同行支援）は、地域での相互的な情報共有などのネットワークの中で潜在的に埋もれている、治療中断者や未治療者を発見し、社会資源につなぐにあたり、有効的な支援であると考えます。

1. 本人の状況や取り巻く環境を把握し、生活支援センターへの来所による支援か、訪問や同行が適切な対応かを検証し実施していきます。地域生活の継続や再発防止、ひきこもり、治療中断者や未治療者などの方への訪問・同行、不安や心配から助言を必要とする方、社会資源につなぐための同行などの支援を実施します。
2. 日常的にセンターを利用している方について、積極的に訪問・同行の支援について案内していきます。生活面に課題がある方など、継続的な支援が必要な方には「個別支援計画」を作成し、計画的に定期訪問を実施します。
3. 港南区高齢・障害担当、基幹相談支援センター、地域の身近な支援者（民生委員・児童委員）からの情報により、支援が必要と見込まれる方に対し、情報提供者などと共に訪問する機会を作ります。
4. 区役所生活保護担当と連携し、支援が見込まれる方については、定期訪問に同行しセンターにつながるよう働きかけを行います。
5. ひきこもりの方の中には潜在的に精神疾患が疑われるケースも多いと思われます。区福祉保健センターや「青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）」と連携して家族や本人へのアウトリーチ支援を行います。
6. 精神科に入院中の方に対して、退院後に利用できる社会資源・支援先として紹介する目的として病院に面会訪問を行います。
7. 日中の職員勤務人数を厚くすることにより、緊急訪問や同行が可能な体制を目指します。

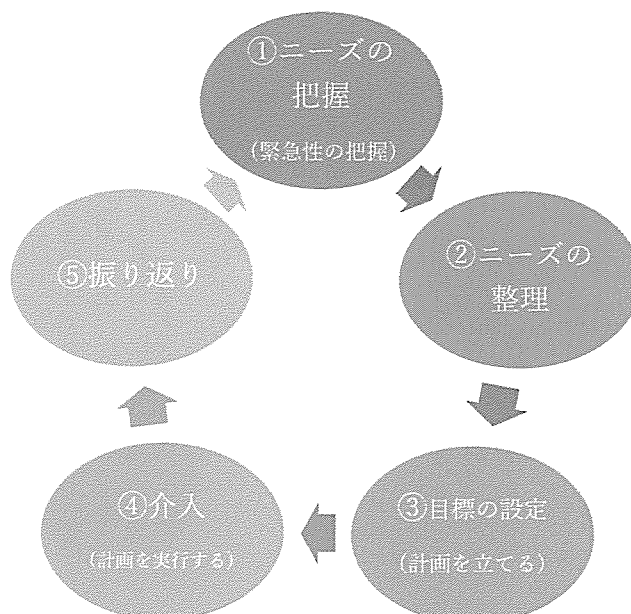
●対象者

◇生活支援センターの登録者を対象としますが、未登録者についても状況を把握し関係機関と連携しながら必要に応じて対応していきます。

◇港南区内在住者を中心に支援を実施し港南区外在住者においても、状況を把握し継続的な支援が必要な場合は、他の関係機関へ情報提供を行い、他の社会資源と協働した支援を行います。

●緊急的支援

◇緊急時の自宅への訪問は、原則複数の職員で実施します。不測の事態に備え、緊急時対応マニュアルに沿った迅速な対応を行います。



●潜在的な利用者の掘り起こしと支援方法

◇区役所や地域ケアプラザ、基幹相談支援センターの相談窓口は、潜在的な利用者に関する家族や地域住民などからの相談が多数あり、潜在的な利用者情報を数多く把握していると考えます。また、民生委員や児童委員も近隣住民から情報が寄せられます。生活支援センターでは、区役所や地域ケアプラザ、基幹相談支援センターや民生委員・児童委員から寄せられる情報をもとに、地域住民を含めたネットワークを構築し、見守りや早期発見につなげる体制を構築します。

◇日頃からのつながりの中での情報提供や関係機関、家族会、民生委員・児童委員、自治会町内会への普及啓発活動を行います。得られた情報をもとに、関係者や区役所や基幹相談支援センターと検討し、関係者と一緒に訪問同行を行い、潜在的な利用者の発見やニーズの掘り起こしを行います。

◇積極的なアウトリーチ（訪問・同行支援）から掘り起こされた方々が社会資源につながっていない場合は、早期に介入する必要があると思われる場面でも、対話を重視し、信頼関係の構築に向けて粘り強い支援を行います。本人の気持ちを最優先に考え、自主性を尊重し社会参加につなげるような支援を行います。しかし状況が改善せず、本人の生命や安全にかかわる状況に直面した時は、関係者や関係機関と連携し検証のもと、必要に応じて医療的介入に向けた支援を行います。

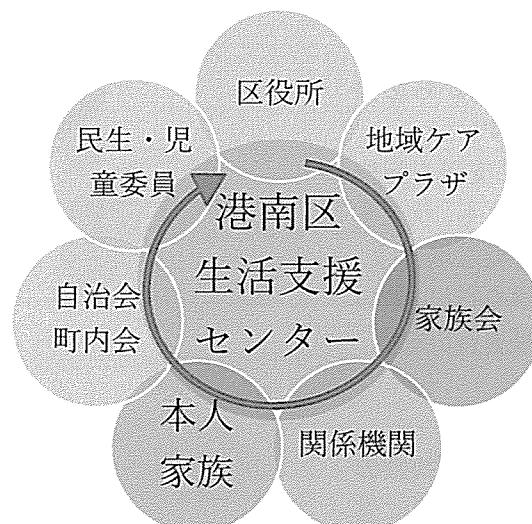
●緊急時の支援や潜在的利用者への対応

◇緊急時の支援や潜在的利用者の相談については、よりソーシャルワーカーとしての専門性が高いと考えます。経験のある職員を中心に生活支援センターの窓口となり、職員間の対応の差を少なくし、継続的な支援を提供していきます。

◇初期アセスメントを実施できる職員を育成するために、対応できる職員のノウハウを共有するための事例検討を定例的に実施します。

◇見立てと手立てをした後、センター内の他の職員・関係機関と連携していきます。そのため、経験のある職員が対応できるように情報の集約をミーティングなどの活用を行い、生活支援センター内や地域の関係機関とチームとなって役割分担を行いながら支援を行います。

潜在的な利用者の掘り起こしについて
☆地域との接点を大切にし、情報共有
を行い、アウトリーチにつなげます。



(4) 嘱託医相談

嘱託医相談の実施計画や活用方法等について記載してください。

私たちは、精神科医師や臨床心理士による相談の機会を提供します。本人や家族からこれまで、「病名や症状」「薬」「転院」「家族の病気」についてなど幅広い相談内容を受けてきました。これからも利用者の幅広いニーズに沿った対応を行っていくため、専門相談を実施します。

●精神科医による相談

◇区内精神科病院の協力のもと、精神科医による専門相談を実施します。（月2回程度）

◇相談はセンター利用者以外にも、幅広い方々に受けて頂けるよう、周知します。

＜対象＞

- ・主治医はいるものの、セカンドオピニオンとして医師の意見を求めている方
- ・精神科受診はしていないが、不安や心配があり、専門医に相談を求めている方
- ・家族や身近な者が精神不安定で何らかの疾病の疑いがあり、専門医に相談したい方など

＜具体的な活用方法＞

- ・精神科治療や服薬について、職員向けに講義を仰ぎます。
- ・相談前後の嘱託医への引継ぎや講評の時間を十分にとり、情報共有を図り支援につなげます。
- ・個別支援において、対象者の見立てや支援の方向性について、医師としての助言を仰ぎます。

●臨床心理士による相談

◇臨床心理士による専門相談を実施します。（月2回程度）

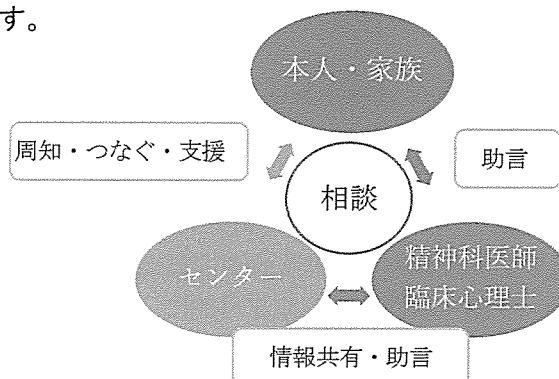
◇相談はセンター利用者以外にも、幅広い方々に受けて頂けるよう、周知します。

＜対象＞

- ・精神科通院しているが、心理的不安についてじっくり相談したい方
- ・自身の課題や今後の方向性について、一緒に考え、整理してもらいたい方
- ・家族や身近な人との関わりについて悩んでおり、相談したい方など

＜具体的な活用方法＞

- ・センターで関わるなかで、心理分析などのアプローチが有効と思われるケースについて、心理士相談につなげ、連携して支援にあたります。
- ・個別支援において、対象者の見立てや支援の方向性について、心理士としての助言を仰ぎます。
- ・相談職としても使える「面接技法」等の講義を仰ぎます。
- ・本人の同意を得て、支援の見立てに必要な「心理検査」を実施し、本人の適性や特性の把握を行います。



(5) 地域連携

関係機関（区役所、基幹相談支援センター、病院、精神障害者福祉施設、地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等）、関係団体（地元町内会、家族会等）との連携方法について具体的に記載してください。

私たちはこれまで、港南区の精神保健福祉の関連の人や団体と日常的に意見交換のできる「顔の見える関係性」を培ってきました。このつながりを最大限に活かし、地域で暮らす精神障害者や家族が生活しやすい地域環境を整えてまいります。

自立支援協議会の各部会や精神部会のネットワークの活動を地域連携の基盤的な取り組みとして最大限に活かし、区役所や基幹相談支援センターと協働しネットワークの強化に取り組みます。また自治会・町内会や社会福祉協議会、地域ケアプラザなどとの協働を通じて、さらなる地域のつながりを促進し誰もが暮らしやすい地域の構築を目指してまいります。

【具体的な実績から見た地域連携について】

1. 自立支援協議会で地域との包括的連携
2. 港南福祉保健センターとの連携
3. 基幹相談支援センターとの連携
4. 医療機関との連携
5. 精神保健福祉関連団体との連携
6. 他障害・高齢機関との連携
7. 家族会・ボランティアグループとの連携
8. 自治会町内会との連携
9. 法人内の業務連携

1. 自立支援協議会で地域との包括的連携

●自立支援協議会を基盤とした港南区の精神保健福祉のネットワークの構築

☆港南区自立支援協議会

◇生活支援センターは、福祉保健センターと基幹相談支援センターと3機関で構成する事務局を担い、港南区の障害児者のネットワークに積極的に参画し共通の目的のもと、支援者同士のつながりを深め、地域課題の把握に取り組んでいます。

◇活動内容は、相談支援部会、地域啓発部会、地域移行・地域定着分科会、※精神部会（港南ネット部会）に参画し、相談支援の知識や技術の習得、困難事例への対応のあり方に対する協議、市民や学生、本人や家族、関係機関などに向けて、講座の開催や出張で寸劇などを通して障害の理解に向けた普及啓発について行います。

☆精神部会（略称）「（旧）港南区精神保健福祉ネットワーク」

◇平成15年に「港南区精神保健福祉ネットワーク」として立ち上げ、生活支援センターが事務局として中心的役割を担ってきました。令和元年度に自立支援協議会の「精神部会」に移行し、引き続き港南区の精神保健福祉の連携の中核となっています。

◇活動内容は、2か月に1回の定例会の中で、勉強会や情報交換、施設見学会などを開催しています。また年に1度、参加する団体の交流を目的に、「港南ネットまつり」を地域ケアプラザと共催で開催し、幅広く地域の方が参加しています。

◇参加機関は、港南区内の精神保健福祉に関する、医療機関、家族会、ボランティアグル

ープ、区福祉保健センター、基幹相談支援センター、グループホーム、居宅介護事業所、就労継続 A 型・B 型事業所、就労移行支援事業所、就労支援センター、地域活動ホーム、生活支援センターなどで、ネットワークを形成しています。

☆基幹定例カンファレンス

◇福祉保健センターと基幹相談支援センター、生活支援センターの 3 機関で開催され、個別の支援における情報共有や役割分担、地域づくりを目的とした定期的な情報共有の場に参加しています。また、地域の潜在的なニーズ発掘に向けたネットワーク作りに向けて、3 機関で連携し地域ケアプラザで開催される「定例カンファレンス」に参加し、情報共有を行っています。地域によっては毎月参加し、ネットワークの構築に向けて、ケースを中心に検証し情報交換を行っています。

2. 福祉保健センターとの連携

- ◇障害を持つ方が地域で生活を送る上で福祉保健センターは、必要不可欠な機関であり継続的な連携を図る必要があると考えます。
- ◇生活教室「のぞみ会」と共催して年中行事の共催イベントの企画や実施します。
- ◇地域からの相談やひきこもり、利用中断者、未治療者への対応として、訪問・同行など協働して実施していきます。
- ◇「精神保健福祉講座」「家族教室」「メンタルヘルス講座」「健康講座」など協働で企画し普及啓発ともに、潜在的なニーズの掘り起こしを行います。

3. 基幹相談支援センターとの連携

- ◇地域の相談窓口を担っている基幹相談支援センターとは、近年個別のケースから自立支援協議会の運営、退院サポート事業による協働活動や普及啓発など、様々な場面で協働することが多くなっています。地域の身近な相談窓口である基幹相談支援センターとは、今後も協力関係を継続し地域の相談体制のさらなる発展と強化に取り組んでいきます。

4. 医療機関との連携

- ◇生活支援センター利用者の中には、時に病状の悪化から、医療機関との連携を余儀なくされる場合があります。統合失調症や気分障害の他に、「人格障害」「発達障害」「依存症」「高次脳機能障害」など診断名も様々で、同じ病名でも表れる症状や薬の副作用には個人差があり、支援や対応に苦慮する場面も多々あります。病院の相談室との連絡や受診同行による医療面での相談や助言など、地域生活の継続に適切な医療との連携は不可欠で重要です。
- ◇利用者が再発することなく、地域で安心して暮らしを継続するためには、適切な医療は不可欠です。港南区には精神科病院や精神科クリニックが多くあり治療の回復過程には、生活支援センターの利用は効果的であるとの考えから、生活支援センターと医療機関は常に連絡出来る体制を図っていきます。
- ◇地域生活を送っている方の中には、未治療や治療中断から病状が悪化してしまう方が少なくありません。そうした情報を福祉保健センターや関係機関、地域ケアプラザや家族、地域の方から入手した場合、医療機関や関係機関との連携によって適切な治療につなげることが出来ると考えます。
- ◇利用者の地域生活を支える支援の一つとして精神科病院や訪問看護ステーションから精神科訪問看護が定期的な訪問活動を行っています。近年精神科訪問看護を利用している方が増えており、生活支援センターのアウトリーチ（訪問・同行支援）と連携することで地域生活継続に向けて有効な支援となります。

5. 精神保健福祉関連団体との連携

＜地域活動支援センター、グループホーム等との連携＞

- ◇生活支援センター内の清掃の年間委託や運営連絡会の参加、第三者委員として協働していきます。また、グループホームとは、施設入所からの退所や精神科病院から退院など地域生活に向けて協働し地域移行の促進をします。また併せて、限られた社会資源の中で地域移行を促進にするあたり、グループホームから一人暮らしへの移行も並行して同時に取り組んでいます。

＜後見的支援室との連携＞

- ◇地域生活継続に向けて見守り支援の体制を後見的支援室と構築し、役割分担する中で暮らしを見守っていきます。

＜社会福祉協議会との連携＞

- ◇精神保健ボランティア講座へ協力し、将来に向けた人材を育成します。近年「あんしんセンター（権利擁護事業）」との個別支援の連携の機会が増えています。日常的に金銭管理などが困難な方に同行しお金の使い方についての助言をあんしんセンターと協働し実施しています。

☆港南区精神保健福祉業務連絡会

- ◇市内・区内の精神保健福祉や救急医療の現状、情報交換などを通して関係機関の連携強化を図っています。参加機関は、港南警察署、港南消防署、横浜刑務所、神奈川県立精神医療センター、日野病院、横浜市こころの健康相談センター（救急医療系）、港南区福祉保健センター、港南区生活支援センターです。

☆港南区障害者団体連合会

- ◇港南区の障害者団体で組織する連絡会に加入し、身体・知的・中途障害など障害の枠を超えた活動を行っています。今後もこの連絡会に所属し交流を積極的に進めていきます。活動内容は、幹事会や「障害者週間」のビラ配り、ふれあいスポーツ大会などの取り組みです。

6. 他障害・高齢機関との連携

- ◇生活支援センターは、精神障害の方だけでなく、知的障害や身体障害など重複している方、高齢で精神障害を持っている方も利用しています。他の障害分野や高齢分野の課題については、普段から他障害機関や高齢機関を把握することや関係性の構築が重要と考え連携していきます。

☆5 施設長会議

- ◇近隣5施設の施設長による不定期の会議。防災訓練や情報交換などを行っています。また、職員や利用者同士の交流を図り、お互いの理解を深めるためのイベントなどを開催しています。
- ◇参加団体：港南区社会福祉協議会、港南中央地域活動ホームそよかぜの家、港南中央地域ケアプラザ、港南つくしんぼ保育園、港南区生活支援センターです。
- ◇活動内容は、不定期での会議、あおぞら交流会、合同防災訓練を実施しています。各イベントの開催前後には、実行委員会が立ち上がり当番制で幹事を担っています。

＜地域ケアプラザとの連携＞

- ◇地域ケアプラザの「定例カンファレンス」に参加し個別支援を通してメンタルヘルスや精神

障害に関する情報交換や共有に取り組みます。また、区内9か所ある地域ケアプラザなどと共催し「メンタルヘルス講座」や「精神障害に関する講座」「発達障害に関する講座」などを企画・実施します。地域ケアプラザからの発案する講座内容や講座参加者のアンケート、グループワークや質疑応答などから、地域ごとの精神保健福祉領域の課題をより詳細に把握し、地域連携における課題の検証を行います。

7. 家族会・ボランティアグループとの連携

＜港南区地域精神保健家族会（あいの会）＞

◇これまで家族の相談者を相互に紹介することや定例会の参加、家族会の主催する講座のサポート、区内精神保健福祉団体の参加するお祭りの共催などをしてきました。また、家族会の活動場所として生活支援センターのフリースペースの一部を提供やピア活動・当事者活動を考える会やうたサークル、年中行事に家族会のメンバーの参加など様々な場面で家族会の方々と顔の見える関係性を構築してきました。これからも、家族の安心につながる支援の実現を目指し、個別支援から家族会の運営のサポートなど日々心配や不安を感じている家族の心情に配慮した関わりに取り組みます。

＜精神保健福祉ボランティアグループ（ういず）＞

◇これまで相互に紹介することや定例会や勉強会への参加、毎月生活支援センターで実施するカレーランチ会の場所の提供、区内精神保健福祉団体の参加するお祭りの共催などをしてきました。これからも、ういずと連携し利用者や家族と住民が友好的に交流する場作りに取り組みます。

＜地域のボランティアの受け入れ＞

◇これまで地域のボランティアを積極的に受入れ利用者との交流の場を設けてきました。今後も継続するとともに、体験ボランティアや学生ボランティアなどの受け入れを実施します。
◇現在、傾聴、ハンドマッサージ（看護学生による）、おかし教室、うたサークル（ひまわり）、ピア活動・当事者活動を考える会などに参加しています。

8. 自治会町内会との連携

◇町内会に加入することにより、運動会、お祭り、清掃活動、防災訓練など地域の行事に参加し、地域の人々との交流を図ります。またセンター便りなどを回覧してもらうことで、生活支援センターの活動を紹介し、イベントへの参加、協力のきっかけとします。

☆港南区生活支援センター運営連絡会

◇毎年1回以上、町内会長や民生・児童委員、保健活動推進委員、家族会、ボランティア団体、社会福祉協議会、地域活動支援センターなどの関係機関と、生活支援センターの現状の報告、今後の方針など意見交換を行っています。なかでも町内会長や民生・児童委員、保健活動推進委員、家族会の方から貴重なご意見や感想を頂き、地域のニーズを検討する場となっております。また、センター利用者に自身の体験を話して頂き、精神障害者の理解を深める貴重な機会となっております。今後も地域の皆様との顔の見える関係性を構築し、地域ニーズを検証する会としていきます。

9. 法人内の業務連携

＜港南区生活センター内の業務連携＞

◇生活支援センターは、「相談支援事業」「地域活動支援センター事業」「精神障害者退院サポート事業」「自立生活アシスタント事業」など複数の事業を運営しています。また、「相談支援事業」は中核となる基本相談に加えて「計画相談事業」「地域移行支援・地域定着支

援事業」「自立生活援助事業」の指定を受けて活動しています。それぞれが単独で業務を行うのではなく、役割の違う事業が相互に連携を図ることにより、支援の効果が大きくなります。個々の事業における情報交換は職員会議などで共有し、生活支援センターとして総合的な視点で支援体制を構築します。また、事業間の情報共有は個々の事業の専門性のノウハウを共有することになり、職員のスキルアップにつながるため有効であると考えます。

<小児療育相談センター・川崎市発達相談支援センター・就労支援センターとの業務連携>

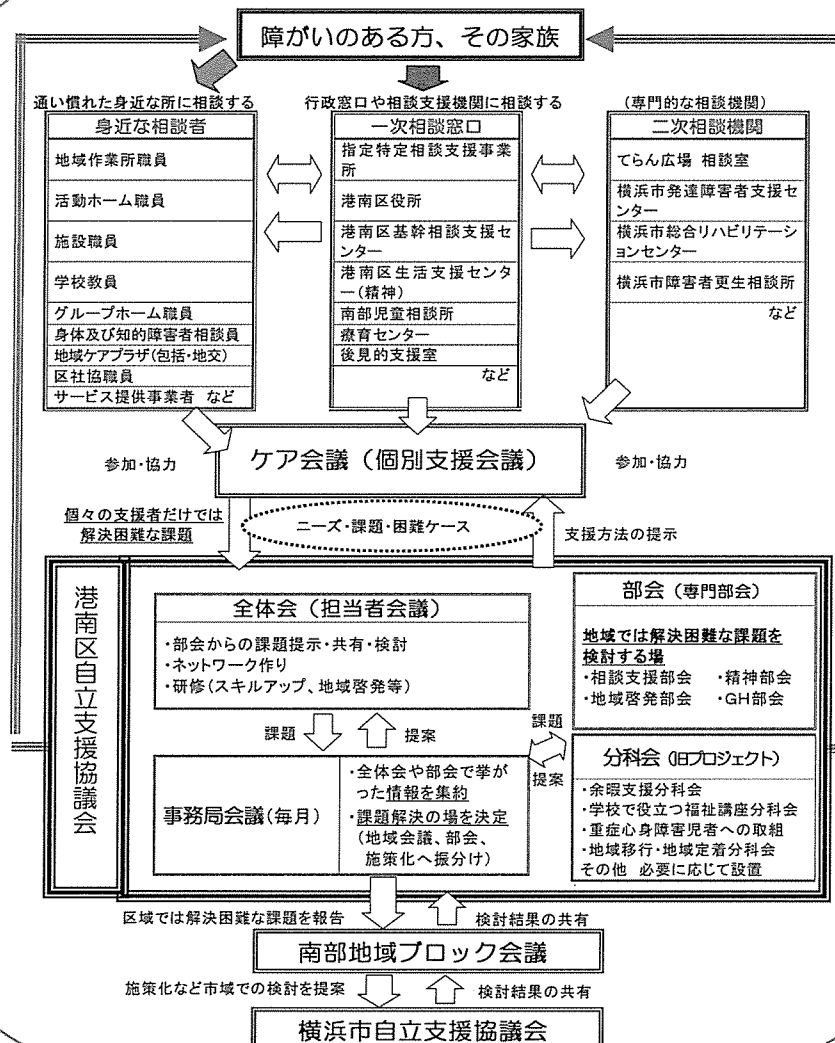
◇生活支援センターの登録者は、20代から80代までの年齢層で、統合失調症の診断を受けている方が4割います。中でも近年は発達障害の診断を受けている方が増えています。ライフサイクルの変化によって支援が切れないよう、また、発達障害の方にも対応していけるよう、法人内の専門的なノウハウを個別の支援に活かしていきます。また、本人や家族、関係機関など地域に向けた普及啓発の講師として法人内の専門的なスキルをもった人材を活用していきます。

◇障害者雇用の導入に向けて、法人本部や就労支援センターと業務連携し、職場内実習や就労定着支援などの障害者が働きやすい環境の構築に向けて体制を整備していきます。

<港南区外>

- ・横浜市生活支援センター連絡会
- ・こころの電話相談関係機関担当者連絡会
- ・よこはま南部ユースプラザ連絡会

港南区の「地域生活支援」＜イメージ図＞



(6) 自主事業

独自の自主事業の具体的な事業内容について記載してください。

センターの内外で実施される定期的や季節による活動などの体験の機会を通して、コミュニケーション力や地域との交流から、生活体験の拡大を目指しています。また、利用者のニーズを活かしたプログラムを実施することで、利用者が主体的に創造し展開していけるよう、取り組みます。

利用者が「ピア活動・当事者活動を考える会」での活動を通して、主体的にセンターのイベントに参加する機会が増え、職員主体の活動から利用者主体の活動に移行し、職員はサポートする活動が増えました。フットサル、卓球サークル、テニスサークル、おやつクラブ、絵を描く集いは利用者からのニーズに答える形で実施しています。利用者が活動に主体的に参加することは、ピアサポートの促進やエンパワメントの発展につながっています。

<季節を感じるイベント>

◇年間行事として開催しています。納涼会、クリスマス会、新年会は「ピア活動・当事者活動を考える会」のメンバーが主体的に参加され、多様な交流の場となっています。

- ・ 納涼会
- ・ クリスマス会
- ・ 新年会
- ・ バスハイク（港南区役所 生活教室「のぞみ会」と合同開催）

<運動を生活のなかに取り入れたプログラム>

◇運動機会の提供を行い、健康の増進、コミュニケーション機会の増大による意欲や社会性の向上を目指します。

- ・ スポーツプログラム（ソフトボール・フットサル・卓球サークル・テニスサークル）

<楽しみを生活のなかに取り入れたプログラム>

◇楽しさの体験が健康的な精神活動につながることを目指します。

- ・ おやつクラブ
- ・ 歌のサークル
- ・ 絵を描く集い

<当事者主体のプログラム>

◇当事者主体のプログラムとして、家族やボランティアの方にも参加していただいています

- ・ ピア活動・当事者活動を考える会

<健康やリラクゼーションを意識したプログラム>

◇体調の維持・増進や心の安定のためにも、健康に関するプログラムを実施しています。

- ・ 健康講座（港南区役所 保健師による講座）
- ・ ハンドマッサージ（看護学生によるボランティア）

<今後取り組むプログラム>

◇精神障害の予防や回復を目的としたマインドフルネス、WRAPなどの専門的プログラムの検討を実施していきます。

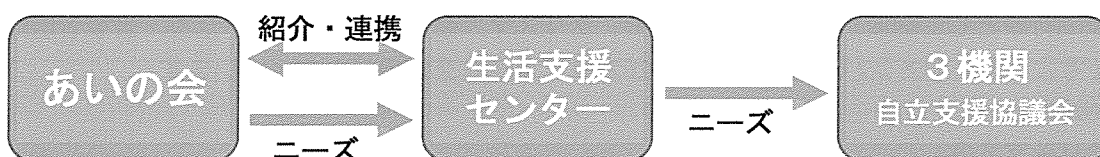
(7) 家族支援

家族支援に関する具体的な事業内容について記載してください。

私たちは、支援を考えるときに本人を中心にしつつ取り囲む環境全体を捉えるように心がけています。その上で、ご本人への働きかけと環境への働きかけはバランスよくなされることが必要であり、一番近い環境であるご家族への支援は重要度の高い支援であると考えています。

●家族会との連携

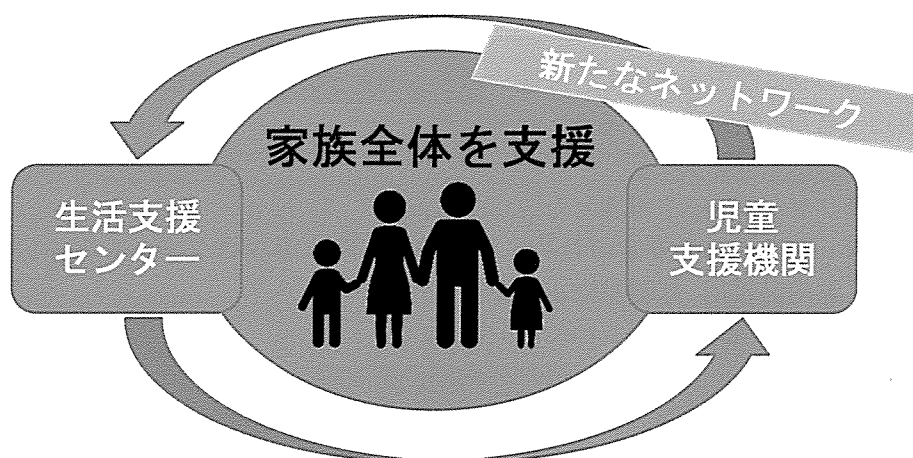
◇私たちはこれまで「あいの会（港南区地域精神保健家族会）」との連携において、家族の相談者を相互に紹介することはもとより、家族会の講座に協力することや区内精神保健福祉イベントを共催してきています。あいの会とはこれまで以上に情報共有を図り、家族ニーズの把握に努め、課題解決に向かうように協力体制を強化していきます。また生活支援センターだけで解決できないことや地域課題となるものは、3機関定例カンファレンスや自立支援協議会を通して地域全体の問題として共有していきます。



●家族全体の支援

◇これまでは利用者の親御さんが主な家族支援の対象としてきていましたが、私たちの経験として利用者の兄弟やお子さん、配偶者という方々も支援の対象者として把握できるようになってきました。最近では、配偶者に対して障害特性を含めた本人理解について、癪癪が強いお子さんのいる利用者にお子さんとのかかわり方についての支援など実施してきています。このような経験からこれまで以上に家族全体を見るように心がけ、家族全体をエンパワメントすることで利用者のQOL向上に寄与していきます。

◇家族全体の支援を考えたときに潜在的なニーズとして、ヤングケアラー（精神疾患の親を持つ子ども）、多問題家族（親の精神疾患、子にも何らかの障害）についても対応していく必要があると考えています。既存のネットワークに加えて児童の支援機関とも連携が取れるように、子育て支援拠点や地域療育センター、児童家庭支援センターといった児童の機関と新たに情報交換の場を作り、私たちが担うべき役割を創出していきます。



(8) 普及啓発活動

精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動内容について記載してください。

港南区では、これまで委託事業として「精神保健福祉出前講座」を実施してきました。自立支援協議会での役割を果たしつつ、長期的な展望を持って私たちができることを増やしながら地域へ働きかけていきます。

●精神保健福祉出前講座

◇港南区役所より平成 22 年度より委託事業として精神保健福祉出前講座を実施しており、この間で約 2,000 名の方にご参加いただきました。会場には、区内 9 地域ケアプラザを中心に開催しており、ここ数年では、

- ・「精神障がいってなんだろう 正しい理解から始まる 心のバリアフリー」
 - ・「発達障がいとともに歩んで～当事者の声から発達障がいを考える～」
 - ・「成人の“ひきこもり”を考える～“ひきこもり”の理解と支援について～」
- といったテーマで開催を実施しています。

◇昨年度から、区内の地域活動支援センターの協力のもと、発達障害の当事者による登壇がかない「今までいろんなところで講座を聞いてきたけれど、はじめて腑に落ちた」と感想をいただくことができました。今後の講座開催については、精神障害・発達障害・その他（8050問題などトピックな話題）と柱を作り、委託予算の範囲に留まらずに種まきの意識を持ちながら、区内でキャラバン活動を行っていきます。また、並行して家族会やひきこもり関係団体へ共催を提案し、共に普及啓発ができる関係づくりを目指してまいります。そして、たくさんの当事者スピーカーを発掘するためにセンター内でリカバリー体験の発表の場づくりや全職員が日頃からストレングスを意識したかわりをしていきます。



●自立支援協議会での活動

◇自立支援協議会の分科会として、“学校で役立つ福祉講座”という小学校の教員向けの講座を開催しています。区役所・基幹相談支援センター・生活支援センターの職員が構成メンバーですが、発達障害の基礎的な話を生活支援センター職員が担っています。発達障害の基礎的な話をした後、対応ノウハウの共有をねらって教員でグループワーク、その後に自立支援協議会や3機関の機能説明を実施しています。

◇地域啓発部会では、“スタジオセンス”という小学生向けに感覚の違いに関する講座を実施してきました。これは、発達障害の感覚の特異性について理解していく講座で、障害とは明言しない範囲で共生教育の一環として活用されています。このように港南区の自立支援協議会では、学校に入り込んでの活動が根付いており、学校でのメンタルヘルスリテラシーや自殺予防教育、精神障害・発達障害の理解教育といったことにも取り組める地域であると考えます。生活支援センターでは、自立支援協議会を活用しながら上記のような教育の取り組みがなされていくような仕掛けづくりや、学生向けのボランティア体験なども区社会福祉協議会とともに実践していくことの役割を担っていると考えています。



(9) 精神障害者退院サポート事業

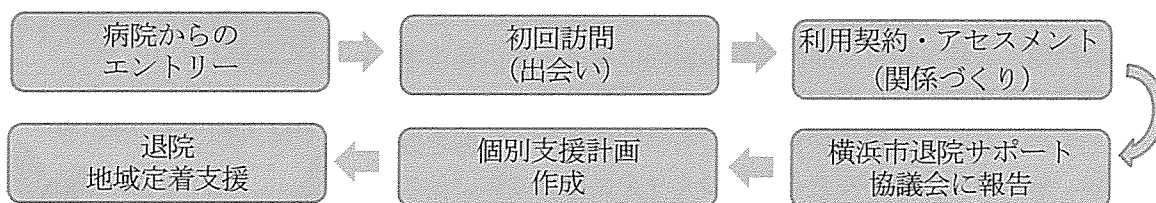
精神障害者退院サポート事業の実施方針について、病院との協働活動をはじめとした普及啓発活動、退院に向けての個別支援や退院後の地域定着に向けた個別支援のあり方を含め、具体的に記載してください。

精神科病院に入院している精神障害者で、主治医から症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能であるという指示がある方に、退院に向けた準備への支援や退院後の地域定着に向けた支援を実施します。また、精神科病院の入院患者に対する退院に向けた啓発活動や、病院スタッフや地域へ向けた事業の普及啓発も行います。

●退院に向けた具体的な支援

◇入院先の精神科病院からの依頼を受け、ご本人に退院への意向を直接伺い、意向を確認して事業契約を行います。契約はご本人が納得して契約していただけるよう、信頼関係の構築を待ってから利用契約を行う場合もあります。契約後は、利用者と退院目標の共有を行い、個別支援計画書を作成します。支援の同行や外出については、利用者と病院関係者と協働して行い、利用者の身体、精神状況の把握に努めた上で、院外の同行、外出を行い、退院先の見学、公共の場や交通機関の利用を目的に支援を実施しています。実施後は、本人、病院関係者と振り返りや情報共有を行い、退院までの支援を継続しています。

【 退院サポート事業の支援の流れ 】



【 利用者への支援の流れ 】

初期	・支援対象者に事業の説明を行い、利用契約を行う。契約の際は、本人の退院の意向を伺い、納得して契約していただけるよう、場合によっては院内での面談、売店への買い物同行、会食や散歩を行い、事業への理解を求めた上で実施します。 ・利用者、家族、病院関係者とカンファレンスを実施します。カンファレンスでは、退院に向けた事業の説明、利用者のアセスメント、支援目標の共有を行います。 ・個別支援計画を策定し、個別支援計画は支援目標の変更に応じて見直しを行います。
中期	・退院に向けた外出を行います。外出は、徒歩圏内での外出、公共の交通機関、社会資源の利用などを目的に段階的に行います。 ・退院に向けた進捗状況、退院先の検討についてカンファレンスを実施します。この段階で退院先が決定しない場合は再アセスメントを行います。
後期	・退院先への見学同行を行います。 ・退院に向けたカンファレンスを実施する。退院後の福祉サービス、社会資源の利用について検討します。 ・退院後、利用者の地域定着に向けた退院先の訪問、退院先で利用できる社会資源の動向を行う。

<関係機関、家族との連携>

◇精神科病院 病棟関係者

医療ソーシャルワーカーとは、本人の紹介から退院に至るまで、支援状況の進捗や役割の確認など、情報の共有を密に行います。主治医の指示のもと、事業は実施し、病棟の看護師、作業療法士には、入院中の様子を伺い、本人の状態把握や外出訓練など、退院に向けた取り組みを協力して行います。

◇区役所 高齢・障害支援課、生活支援課 担当者

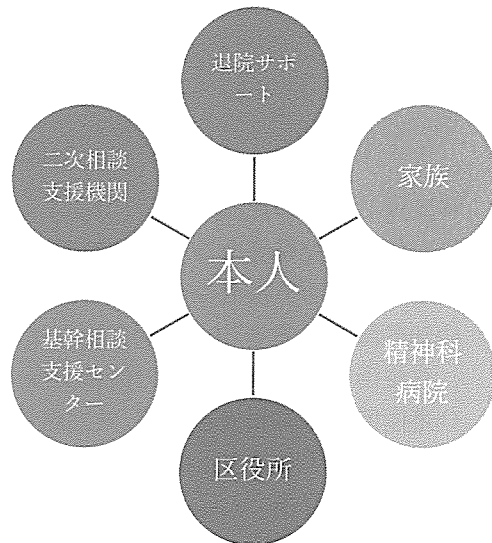
退院先の施設利用や退院後の福祉サービス利用について相談を行い、退院に向けた取り組みを協力して行います。

◇基幹相談支援センター、二次相談支援機関

知的障害や発達障害と精神障害の重複障害を抱える利用者で特に、支援が長期に渡る場合の再アセスメントのコンサルテーションを受け、本人とのコミュニケーションにおける支援方法や退院先の相談など、退院に向けた取り組みを協力して行います。

◇家族

本人同様、事業の利用について説明し、支援体制の一員として、退院に向けた取り組みを協力して行います。



●退院後の地域定着に向けた支援

◇本人が退院した後も、地域定着が図れるように退院

後のフォローアップを実施します。退院前に、福祉サービスの調整や社会資源の利用について本人と実際に見学や体験を行い、本人が退院後にそれらの利用が実際に利用できているかモニタリングを実施して、退院後の地域定着を図ります。

●支援が長期化し退院が困難な方への支援

◇長期に渡って支援を実施するも、病状が安定しない方、家族から退院自体を反対されている方などは、現状では退院の受け入れ先がなく、病院で面会や外出訓練を繰り返しながら、ご本人と退院に向けた準備を行っています。自立支援協議会の相談支援部会の事例検討や二次相談支援機関にも相談するなど支援の見直し、退院先の検討や病院との取り組みを行うなど、今後も内外のカンファレンスを実施して、目標や取り組みを確認しながら支援を継続して実施致します。

●普及啓発活動の取り組み

◇精神科病院の職員と入院患者に向けた地域移行を、互いに顔の見える関係を築き、入院患者と病院職員の地域移行への理解と認識を共有することで、地域移行支援がより円滑に行えるように取り組んでおります。活動内容は、病院職員に向けた生活支援センターの事業説明や、入院患者に向けた退院後の生活に関するテーマについて、生活支援センター利用者の協力を得てプログラムを実施しております。

【退院サポート事業の実績】

◇平成23年度から事業を開始して以来、延べ21名（令和2年3月現在）の方と契約し、退院された方が10名、支援中断の方が3名となっています。支援の中断は、支援の移管などによるものになります。支援中の方の中には、支援が長期に渡っている退院困難な方も含まれています。今後も事業を継続し、退院困難な方の地域移行、地域定着に取り組んでまいります。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

障害者自立生活アシスタント事業の実施方針について、具体的に記載してください。

単身生活の方やこれから単身生活をされる方、同居のご家族の障害や、高齢化、長期にわたる病気の為日常生活の支援を受けられない方が、精神障害を抱えながらも安心して地域生活を継続することができるように、訪問や同行による個別支援を中心に生活力や社会適応力を高められるよう支援を実施します。

地域の社会資源の一つとして、本人の取り巻く関係機関と共通認識を持ちながら、ネットワークを形成し連携・協働して支援します。

単身生活の実現に向けて、実家やグループホームからの移行、精神科病院の退院後や、突発的な生活環境の変化からの単身生活などに柔軟に、迅速な支援を実施します。

●支援対象者の把握

- ◇港南区福祉保健センターとの連携による情報交換
- ◇港南区生活支援センター利用者の中でニーズを検討
- ◇知的障害の方を中心に対象としている港南中央地域活動ホームそよかぜの家地域支援室自立生活アシスタントとの情報交換
- ◇港南区の精神科有床病院（県立精神医療センター、日野病院）、近隣区の精神科有床病院（舞岡病院、横浜丘の上病院）港南区精神科クリニック、近隣区精神科クリニック等との連携による情報交換
- ◇社会福祉協議会、港南家族会（あいの会）、ボランティア団体（with）、地域活動支援センター、就労移行支援事業所、居宅介護事業所、地域ケアプラザ、民生委員、自治会町内会など様々な地域住民の方からも協力を得た形での情報提供

●自立生活アシスタント事業の具体的な支援内容

1. 区福祉保健センターや関係機関と協働し、本人の生活状況を見極めた中でニーズを把握し本人の希望する地域生活の実現に向けた課題解決のため、個別支援計画を作成し、定期訪問や同行、面接、電話相談支援を実施します。
2. 衣食住、健康管理、金銭管理、余暇活動などの生活全般の相談内容に加えて、対人関係の調整や通所先等の連絡調整など必要な場合、本人のコミュニケーションスキル向上につながることを目的に支援を実施します。

【自立生活アシスタント事業の実績】

- ◇平成22年度より障害者自立支援アシスタント事業を実施し、延べ64名（令和2年3月現在）の方と契約しました。その活動の中で様々な心情や背景の方々との出会いを経験し実績を蓄積してきました。
- ◇関わり始めた理由を「緊急時」「単身生活継続のため」「将来を見据えた計画的」な介入と大きく3つに分類することができます。

【関わり始めた理由について】

【緊急時の介入】	【単身生活継続中の介入】	【将来を見据えた計画的な介入】
・親亡き後の生活 ・精神科病院退院後の初めての一人暮らし ・団地当選による転居	・住居の整理整頓 ・金銭の破綻 ・初めてのサービス利用 ・高齢の家族と同居 など	・親なき後に備えた外出訓練 ・生活訓練施設からの初めての一人暮らし ・グループホームからの一人暮らし など

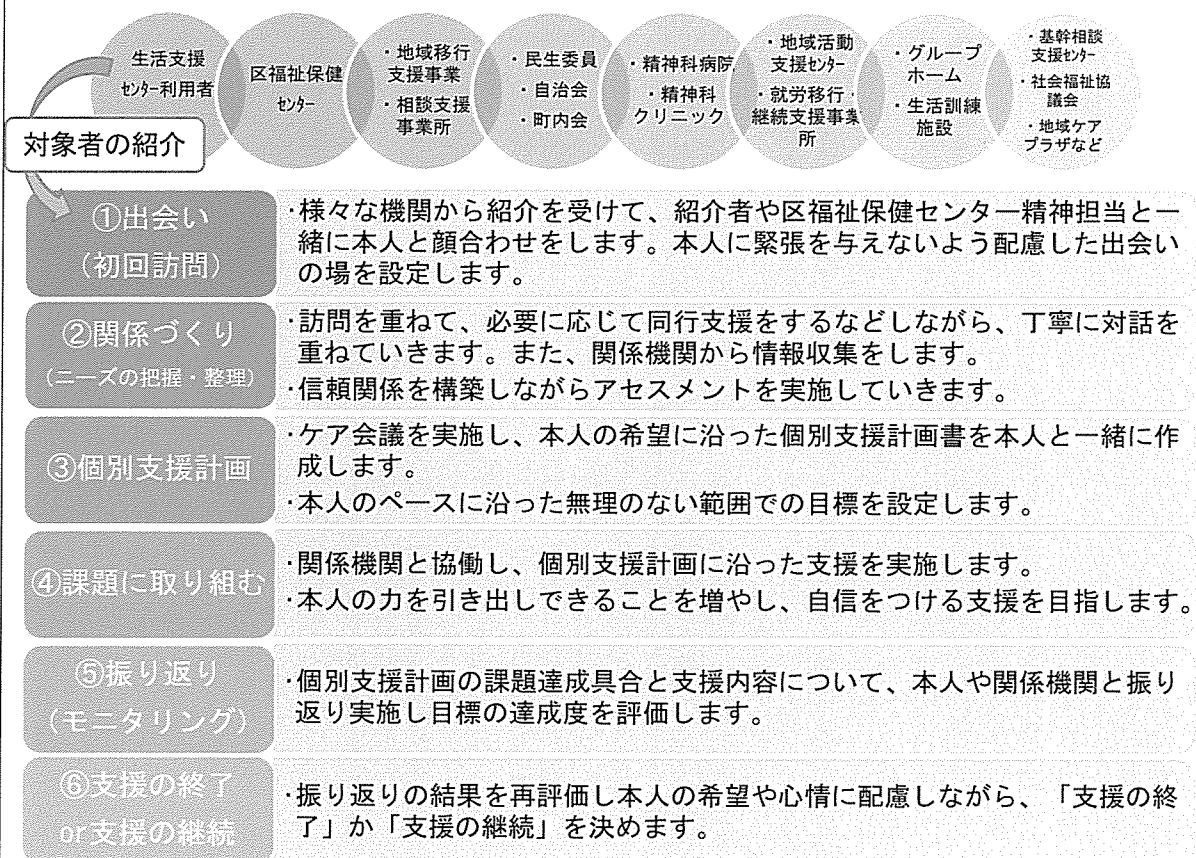
◇終了の理由も様々ですが「地域生活の継続をされている方(利用目的の達成・他サービスへの移行、本人希望、転居、利用目的の再整理)」の方が8割、「入院や施設入所、グループホーム入所」の方が1割、「その他」が1割となっています。

【終了理由について】（平成22年4月～令和2年3月 計52名）



◇これまでの実績を活かし、緊急的な介入や障害者や家族の高齢化を踏まえた「親なき後」への支援、生活訓練施設やグループホームなどの入所施設や精神科病院からの単身生活など、安定した地域での暮らしを支えていくため、本人の取り巻く関係機関とネットワークを形成し連携・協働して支援を実施します。

【 自立生活アシスタント事業の支援の流れ 】



●自立生活援助事業との関係

◇令和元年度より開始した自立生活援助事業とは類似した役割を担っており、本人と本人の取り巻く環境に考慮し柔軟に支援の展開を検討していきたいと考えます。

団体名

社会福祉法人青い鳥

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和 3～7 年度）

（単位：千円）

【収 入】

科目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
指定管理料	79,325	80,145	80,966	81,788	82,612
入浴サービス等実費徴収額	150	150	150	150	150
合 計	79,475	80,295	81,116	81,938	82,762

【支 出】

科目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	64,285	65,105	65,926	66,748	67,572
常勤職員（6名）	36,960	37,561	38,162	38,763	39,364
非常勤職員（4名）	12,420	12,520	12,620	12,720	12,820
アルバイト	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
調理アルバイト	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
嘱託医賃金	900	900	900	900	900
法定福利費	7,970	8,074	8,285	8,285	8,393
退職給与引当金	1,495	1,510	1,540	1,540	1,556
福利厚生費	60	60	60	60	60
労務厚生費	150	150	150	150	150
施設管理費	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
光熱水費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
庁舎管理	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
修繕積立金	300	300	300	300	300
運営費	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
旅 費	450	450	450	450	450
消耗品費	690	690	690	690	690
印刷製本費	30	30	30	30	30
修繕費	500	500	500	500	500
通信運搬費	720	720	720	720	720
賃借料	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
備品等購入費	350	350	350	350	350
保険料	500	500	500	500	500
雑費	600	600	600	600	600
本部繰入金	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
合 計	79,325	80,145	80,966	81,788	82,612

団 体 名	社会福祉法人 青い鳥
-------	------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和 8 ～12 年度）

（単位：千円）

【収 入】

科目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
指定管理料	83,438	84,265	85,094	85,924	86,757
入浴サービス等実費徴収額	150	150	150	150	150
合 計	83,588	84,415	85,244	86,074	86,907

【支 出】

科目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
人件費	68,398	69,225	70,054	70,884	71,717
常勤職員（6名）	39,965	40,566	41,167	41,768	42,369
非常勤職員（4名）	12,920	13,020	13,120	13,220	13,320
アルバイト	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
調理アルバイト	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
嘱託医賃金	900	900	900	900	900
法定福利費	8,502	8,612	8,724	8,838	8,952
退職給与引当金	1,571	1,587	1,603	1,619	1,635
福利厚生費	60	60	60	60	60
労務厚生費	150	150	150	150	150
施設管理費	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
光熱水費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
庁舎管理	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
修繕積立金	300	300	300	300	300
運営費	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
旅 費	450	450	450	450	400
消耗品費	690	690	690	690	700
印刷製本費	30	30	30	30	50
修繕費	500	500	500	500	500
通信運搬費	720	720	720	720	700
賃借料	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
備品等購入費	350	350	350	350	350
保険料	500	500	500	500	450
雑費	600	600	600	600	500
本部繰入金	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
合 計	83,438	84,265	85,094	85,924	86,757

団 体 名	社会福祉法人 青い鳥
-------	------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

団体の概要

(令和 2 年 4 月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(しゃかいふくしほうじんあおいとり) 社会福祉法人青い鳥
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川一丁目 9 番地の 1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)。
設立年月日	2008 年 4 月
沿革	昭和41年 財団法人「子どもたちの未来をひらく父母の会」(サリドマイド児の親の団体)からの寄付金を基本財産として、心身障害児の早期発見、早期療育および社会啓発を事業目的とする財団法人「神奈川県児童医療福祉財団」を設立 昭和42年 就学前障害児のための無認可通園施設「青い鳥愛児園」を開設 昭和43年 障害児の療育機関「小児療育相談センター」を開設 昭和57年 川崎市内に成人障害者の就労・社会自立のための「障害者生活援助センター」を開設 昭和58年 社会福祉法人「青い鳥」を設立 「青い鳥愛児園」の経営を財団より分離、同法人に移管 昭和60年 社福「青い鳥」が横浜市の「障害児地域総合通園施設構想」にもとづく第一号施設「横浜市南部地域療育センター」を開設、「青い鳥愛児園」を同施設内に吸収合併 平成 3年 財団が県および川崎市の補助金交付による「障害者地域就労援助センター」正式発足(現「川崎南部就労援助センター」) 財団が県および横浜市の補助金交付による「地域就労援助センター」発足(現「横浜東部就労支援センター」) 平成 5年 財団が「地域育児センター機能強化推進事業」を県と医町村の共同事業としてスタート。 平成 8年 社福「青い鳥」が「横浜市中部地域療育センター」および「横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ」運営受託 平成 9年 「地域育児センター機能強化推進事業」が「子育て支援センター事業」に発展。 平成11年 財団が「ファミリー・サポート・センター事業」を開始 平成14年 財団が精神障害者の日常生活支援のための施設「横浜市港南区生活支援センター」を運営受託 平成15年 社福「青い鳥」が「横浜市東部地域療育センター」の運営を受託 平成20年 財団が「川崎市発達相談支援センター」を開設 財団法人神奈川県児童医療福祉財団を解散し、社会福祉法人「新

	生会」として発足 社福「新生会」が「横須賀市療育相談センター」を開設 平成21年 社福「新生会」が「横浜市鶴見区地域子育て支援拠点」を開所 平成22年 社福「新生会」が「横浜市磯子区地域子育て支援拠点」開所 社福「新生会」が「川崎西部地域療育センター」を開設 平成24年 社福「新生会」と社福「青い鳥」が合併し、組織再編し新法人の 社会福祉法人「青い鳥」がスタート 平成25年 「川崎市発達障害地域活動支援センターゆりの木」開所 平成28年 「横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ」事業撤退 法人設立50周年			
事業内容等	社会福祉事業 ・障害児通所事業の経営（地域療育センター） ・地域子育て支援拠点事業の経営（子育て支援拠点・子育て支援センター） ・子育て援助活動支援事業の経営（ファミリーサポートセンター） ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営 ・相談支援事業の経営（就労支援センター、発達相談支援センター） ・地域活動支援センターの経営（生活支援センター、発達障害地域活動支援センター） ・その他障害福祉サービス事業の経営 公益的事業 ・障害児の診療相談、検診及び治療に関わる事業 ・児童の視聴覚疾患等の集団検診に関わる事業 ・調査研究活動及び広報活動 ・青い鳥会館を運営する事業 ・発達障害者支援フォーラムの隔年開催			
財政状況 ※直近3か年の事業年度分	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総 収 入	3,753,380,630	3,826,589,266	3,819,023,744
	総 支 出	3,689,212,870	3,796,093,403	3,827,783,837
	当期収支差額	64,167,760	30,495,863	△8,760,093
	次期繰越収支差額	671,136,906	701,632,769	692,872,676
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	[REDACTED]		
	部署・職名	[REDACTED]		
	電話番号	045-321-1772	FAX	045-321-3037
	E-mail	[REDACTED]		
特記事項				